

# じゅんかん わかやま

会報

VOL. 43  
2020年新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人  
和歌山県産業資源循環協会

# 目 次

<b>1 ごあいさつ</b>	
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長	武田 全弘 ..... 2
② 和歌山県知事	仁坂 吉伸 ..... 3
③ 和歌山市長	尾花 正啓 ..... 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	北島 彰 ..... 5
<b>2 行政ニュース</b>	
① ポリ塩化ビフェニル（P C B）使用製品及びP C B廃棄物の期限内処理に向けて ..... 6	
② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について ..... 9	
③ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備 に関する法律等の施行について ..... 12	
④ 電子マニフェストの一部義務化について ..... 15	
⑤ 第一種特定製品を引き取る場合の留意事項について ..... 17	
⑥ 「クリーンアップわかやま」について ..... 20	
⑦ わかやま環境賞を募集します ..... 22	
⑧ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について ..... 23	
⑨ 女性活躍企業同盟 参加企業・団体を大募集中 ..... 24	
⑩ わかやま結婚・子育て応援企業同盟募集中 ..... 25	
<b>3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理事会</b>	
令和元年度第2回・第3回理事会 ..... 26	
<b>4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動</b>	
① 行政懇話会 ..... 27	
② 安全衛生活動事業 ..... 28	
③ 収集運搬部会 ..... 35	
④ 電子マニフェスト操作体験セミナー ..... 37	
⑤ 不法投棄防止海上パトロール ..... 38	
⑥ 第4回親睦ゴルフコンペ ..... 39	
⑦ 令和元年台風第15号千葉県災害義援金の寄付について ..... 40	
⑧ 青年部会活動 ..... 41	
<b>5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係</b>	
① 会議報告 ..... 43	
② 全国正会員事務局責任者会議 ..... 43	
③ 令和元年度全国正会員事業研修 ..... 44	
④ 近畿地域協議会 ..... 44	
⑤ 全国産業資源循環連合会政治連盟 ..... 45	
⑥ 第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会 ..... 46	
<b>6 事務局だより・情報コーナー</b>	
① 令和元年度環境大臣表彰の受賞について ..... 47	
② 令和元年度安全衛生活動の現状調査について ..... 48	
③ 災害廃棄物処理に対する取り組み ..... 49	
④ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 ..... 51	
⑤ 許可期限のお知らせ ..... 52	
⑥ 会員ニュース ..... 53	
⑦ 新入会員の紹介 ..... 54	
⑧ 協会への入会の勧誘 ..... 55	
⑨ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い ..... 56	
⑩ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について ..... 57	
<b>7 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の2019年主要事業・行事</b>	67
<b>8 編集後記</b>	69

## 新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 武田全弘

新年号発刊に際しご挨拶申し上げます。

先ず、2019年中に全国各地において自然災害の犠牲になられた方々に哀悼の誠を捧げますとともに、ご遺族および各被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げ一日も早い復興復旧されますことを心から期待申し上げます。

さて、元号が令和元年に移り、心新たに歩みを踏みしめながらも、われわれ業界に限らず少子高齢化が進む中にあって、労働力、とりわけ人材の確保については、「危険な職場に人材は集まらない」を基本に、広く労働災害の防止に取り組んでいるところであります。

加えて、昨年4月から

- ・時間外労働の上限規制
- ・年次休暇の確実な取得
- ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差

など働き方改革関連法が順次施行されましたので十分な対応をお願いいたします。

いつ災害の渦中に苛まれるか分からぬ時勢にあり、我々業界のすべての会員が災害廃棄物処理のスペシャリストとして平時から体制を保持しなければなりません。本年も災害発災時における事業継続計画の策定等を重点に取り組んで参りたいと考えております。結びにあたり、会員各位のご繁栄とご健勝をご祈念し、新年の挨拶といたします。

## 新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂 吉伸

あけましておめでとうございます。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の会員の皆さんには清々しい新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

昨年は、新天皇陛下が御即位になり、時代も「平成」から「令和」へと移り変わる節目の年となりました。

和歌山県では、紀伊半島一周高速道路の全区間事業化や小型ロケット射場の誘致、さらに第32回全国健康福祉祭「ねんりんピック紀の国わかやま2019」、「和歌山県人会世界大会」が県民の皆さんのおもてなしで大成功を収めることができました。高野・熊野地域の「紀伊山地の霊場と参詣道」も世界遺産登録15周年を迎え、国内外から多くの方に御来県いただける等、本県の魅力を大いにPRできた素晴らしい一年でした。さらに明るい話題として、和歌山市内に東京医療保健大学和歌山看護学部をはじめとする大学を新設誘致したことにより、高校生の県外進学率は42年ぶりにワースト1位を返上することができました。総じて、令和元年は、新しい時代が始まる予兆を感じる年となったと思います。

令和2年は、「IR(統合型リゾート)」の推進、白浜などのリゾート地を中心としたICT企業の誘致、ロケット射場による将来の宇宙産業の集積も視野に入れた紀南地域の活性化をはじめこれまでにない新たな分野で大きく飛躍する、新しい和歌山を創っていく「嚆矢の年」としていきたいと思います。

また、本県の喫緊の課題である人口減少対策、産業の振興、防災対策などにも果敢に挑戦してまいりたいと思います。

具体的には、保育料無償化や在宅育児世帯への支援を行う紀州っ子いっぱいサポート事業等の「子供を安心して育てる環境の充実」、高校生や大学生の県内就職の支援、スマート農業の推進などの「働き手の確保」、IRの推進やロケット等による「新産業の創出・先端技術導入」、防災・減災対策の強化や、ごみポイ捨ての禁止強化など「県民生活の充実」、個性豊かで暮らしやすい地域づくりや道路ネットワークの整備など「地域の魅力を高める」ことなどに取り組んでまいります。

このように、県では、県民の幸福を第一に考え、県勢の発展のための将来を見据えた政策とともに、時宜にかなったきめ細やかな政策を進めてまいります。

そして、「令和」の新時代が「和歌山の時代」となるよう、全身全霊をかけて県政を推進してまいりますので、皆さんも一緒に郷土和歌山を盛り上げていきましょう！

今年は、再び東京オリンピック・パラリンピックが我が国で開催される記念すべき年です。和歌山にとって新たな県勢の浮上の年となりますとともに、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の会員の皆さんにとって良い年となりますよう心からお祈りを申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

## 新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花正啓

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健やかに新年を迎えたことを心よりお慶び申し上げます。

日頃より、廃棄物の適正処理の推進や資源循環の促進にご尽力いただいていることに加え、各種講習会の開催や毎年の浜の宮ビーチにおけるクリーンアップキャンペーンや、不法投棄防止巡回パトロール、海上パトロール等に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

昨年は、8月の九州北部の大雨、台風15号、19号等による土砂崩れや河川の決壊等により、非常に大きな自然災害が発生した年でした。近年、記録的な大雨の発生や台風の強化等が生じていることから、これまで以上に防災意識を高め、防災への取組、災害発生時のための備え、災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理への対策が重要になると考えます。

さて、本市は昨年7月に「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて優れた取組を行う自治体を選定する「地方創生に向けた自治体SDGs推進事業」において「SDGs未来都市」に選ばれました。SDGs未来都市計画に沿って本市の地域資源や特性を生かし、産官学民と連携し、まちなかと郊外の漁村エリア双方から再構築に取り組み、今あるものを生かして、更にその価値を高めるまち全体のリノベーションに取り組み、「持続可能な海社会を実現するリノベーション先進都市」を目標に市全体として持続可能な社会を目指してまいります。

今後、地方創生を推進し地域の活性化を進めていく中で、廃棄物の発生を抑制しつつ、廃棄物を適正に処理し、再利用する循環型社会の形成への取組も重要なになってまいります。貴協会の皆様におかれましては、引き続き循環型社会の形成にご助力をいただき、今後も本市の環境行政にご理解とご協力を賜り、住みたいと選ばれる魅力あるまちづくりの支えとなっていましたようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様の益々のご発展と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます

## 新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 北島 彰

新年、あけましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たり、皆様におかれましては、清清しい新春を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より産業廃棄物の適正処理の推進に努められるとともに、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに心から敬意を表する次第であります。

さて、和歌山県警察では、昨年10月末現在、廃棄物処理法違反事件で67件、64名（前年同期比+8件、-3名）、を検挙するとともに、「総合的な環境保全対策」を推進し、紀の国環境モニター（民間ボランティア）を始め、関係機関と連携して、不法投棄事犯の早期把握に努めているところであります。

不法投棄事犯のような環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊して取り返しのつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康に多大な被害が及ぶおそれがあることから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置、による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察といたしましては、これまでと同様に、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する違反、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を中心に取締りを強化するとともに、効果的な広報・啓発活動に努め、関係機関と連携を図りながら和歌山の豊かな自然を保全し、県民生活の安全・安心を守るための取組を推進してまいります。

終わりになりましたが、貴協会の益々のご発展と皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 2 行政ニュース

### 2-① ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事实上処分することができなくなります。

2018年 8月版

#### 高濃度PCB廃棄物の処分期間

↑  
安定器及び汚染物等\*  
北海道(室蘭)・東京  
事業エリア  
2023年  
3月31日まで

↓  
安定器及び汚染物等\*  
北九州・大阪・豊田  
事業エリア  
2021年  
3月31日まで

変圧器・コンデンサー  
北九州事業エリア  
2018年 3月31日まで  
(処分期間終了)

変圧器・コンデンサー  
北海道(室蘭)事業エリア  
2022年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー  
東京事業エリア  
2022年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー  
豊田事業エリア  
2022年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー  
大阪事業エリア  
2021年 3月31日まで

\* 小型電気機器の一部を除く。

低濃度PCB廃棄物の処分期間 2027年 3月31日まで



# 1

# PCBとはどんなものですか？

## PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途		製品名・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器・テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー 直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱 集中暖房、バネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、橋圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエスチル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材 陶器ガラス器の彩色、農業の効力延長剤

## PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。  
また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコブラナーPCB（コブラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるもの一つとされています。

## PCBの毒性

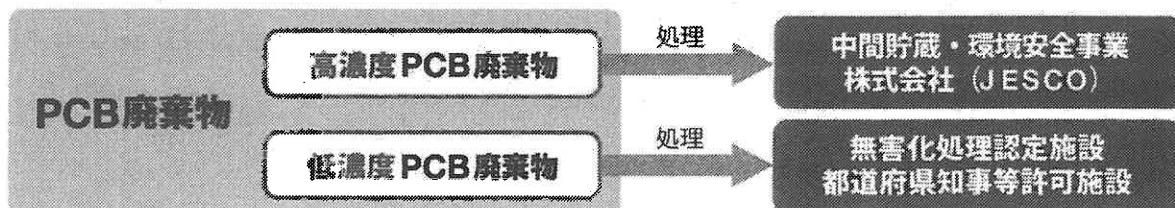
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目や、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

## PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5% (=5000ppm) を超えるものとなります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

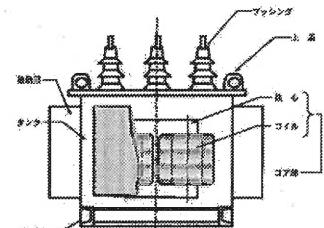
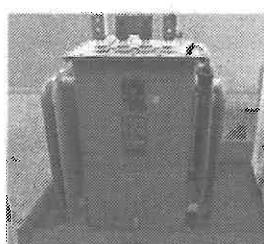


高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

卷之三

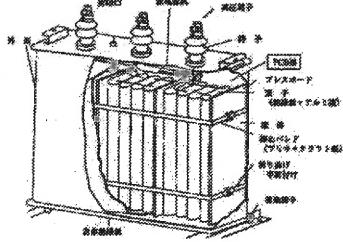
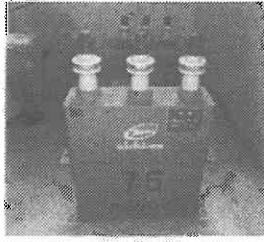
変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3:2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高木文庫の書

## コンテンツ一覧

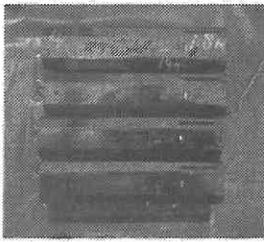
コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



#### 高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用、施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が貯留されているものがあります。



#### コンテンツ一覧内蔵する富士通の例

\*それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サーボアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

## 低濃度PCB廢棄物

PCB濃度が0.5% (=5000ppm) 以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等 (PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの) については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量PCB汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されています。(平成28年3月31日時点)

## 2-② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

環循規発第 19090513 号  
令和元年 9 月 5 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長  
(公印省略)

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 5 号。以下「改正省令」という。）が令和元年 9 月 4 日に公布され、同日から施行されることとなった。改正省令によって、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 10 条の 4 の 2 各号に掲げる基準に適合すると認められた者（以下「優良産廃処分業者」という。）が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の 2 倍とすることができる。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

##### 第一 改正省令の対象について

###### 1 対象者

廃プラスチック類の保管上限の引上げによって、不適正処理の可能性が高まることのないよう、経営の安定性や遵法性等について通常の許可よりも高い基準で許可を受けている優良産廃処分業者のうち、廃プラスチック類が処分又は再生されるまでの間の保管を行う処分業者（中間処理業者）に限定する。

## 2 対象となる行為

改正省令は、廃プラスチック類の処分又は再生を行うまでの中間処理業者における保管を想定していることから、積替えのための保管を除くこととし、「廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合」に限定する。

## 3 保管量の上限

改正省令にある「当該施設の一日当たりの処理能力」については、改正省令の趣旨が廃プラスチック類の保管上限に係るものであることから、必然的に廃プラスチック類の処理能力が該当する。なお、廃プラスチック類は他の廃棄物とは区別して保管すること。

## 4 産業廃棄物処分業に係る変更の届出

改正省令の対象となる優良産廃処分業者が、廃プラスチック類の保管上限を増やすために規則第10条の10第1項第6号に掲げる保管の場所に関する事項を変更した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項に基づき、当該変更を都道府県知事又は政令市の長に届け出なければならない。なお、当該届出に係る事項が規則第10条の6に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その届出をした産業廃棄物処分業者は、規則第10条の10の2に基づき、その書換えを受けることができる。

## 5 処理施設の点検又は修理期間中の保管上限

規則第7条の8第1項第2号に定める処理施設の定期的な点検又は修理の期間中における産業廃棄物の保管についても、優良産廃処分業者については当該規定の数量制限の計算の際に用いる基本数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量となる。

## 6 豪雪地帯指定区域内の廃タイヤ処理施設の保管数量の上限

規則第7条の8第1項第4号に定める豪雪地帯指定区域内の廃タイヤ処理施設においては、11月から翌年3月までの間を除く期間についてのみ、優良産廃処分業者は一日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量が保管上限となる。

## 7 その他

改正省令による廃プラスチック類の保管上限の変更に際し、各都道府県・各政令市においては、引き続き廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう、不法投棄の監視等についてより一層の強化をされたい。なお、廃プラスチック類等に係る処理の円滑化については「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（令和元年5月

20 日付け環循適発第 1905201 号・環循規発第 1905201 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)において示した当面の対策について既に御協力いただいているところ、さらなる適正処理の確保や不法投棄防止等に資する体制の確保(都道府県が保有する未活用地を廃プラスチック類の保管場所として提供する等)についても検討されたい。

## 第二 より一層の火災予防対策の推進

廃プラスチック類は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 9 条の 4 第 1 項に定める指定可燃物として、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)別表第 4 に掲げる合成樹脂類に該当する可能性が高い。

今般、改正省令によって、優良産廃処分業者が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の 2 倍とすることができることになるところ、法第 12 条に定める産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することに加えて、消防法に基づき市町村条例において定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従い、火災防止に努めるよう、処分業者に対し、必要に応じて消防機関と合同の立入検査を実施すること等を通じて指導されたい。また、これらの廃プラスチック類の処理に係る火災防止の具体的な運用に当たっては、消防法又は市町村の火災予防条例等を所管する消防署等関係機関とも、より一層緊密に連携して対応されたい。

## 2-③ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について

環循適発第 1911211 号  
環循規発第 1911212 号  
令和元年 11 月 21 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
(公印省略)

廃棄物規制課長  
(公印省略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）が令和元年 6 月 14 日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が改正されることとなった。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 88 号）が同年 9 月 6 日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 14 号）が同年 11 月 8 日に公布され、これらの法令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「改正規則」という。）が同年 12 月 14 日から施行される。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）

の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ったものである。

整備法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正前法」という。）においては、廃棄物処理業許可や廃棄物処理施設設置許可等に係る欠格要件を規定していたところ、整備法等による関係法令の改正において、成年被後見人等であることを理由として一律に欠格と扱うのではなく、適切に業務を行えるかどうかを判断することとするなどの措置を講じたものである。

## 第二 改正の内容

### 1 欠格要件の見直し

改正前法においては、成年被後見人等及び成年被後見人等を役員等（改正法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号又に規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人をいう。以下同じ。）とする者は廃棄物処理業等の許可を受けることができないこととされていたが、改正法及び改正規則においては、成年被後見人等であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び当該者を役員等とする者は許可を受けることができないこととされた（改正法第7条第5項第4項及び改正規則第2条の2の2）。

「廃棄物の処理の業務」とは、廃棄物処理に関する法令を理解し、廃棄物を適正に処理することを含むと考えられ、例えば、法令にのっとった許可や届出に係る書類の作成及び提出、産業廃棄物管理票の管理及び運用、自治体職員や排出事業者との意思疎通などがこれに該当すると考えられる。

整備法の趣旨に鑑み、たとえ成年被後見人等であっても、この欠格要件に該当しない場合があり得ることに留意されたい。また、欠格要件が見直されたことに伴い、これまで適切に廃棄物処理の業務を継続してきた者を積極的に排除するものではない。ただし、成年被後見人等ではない者について、資料や報告徴収等の結果からみて欠格要件に該当すると判断することは差し支えない。

### 2 産業廃棄物に係る許可等の事務における欠格要件の該当性の判断

産業廃棄物の処理の業務に関する許可等の申請における欠格要件の該当性の判断に係る提出書類については、「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に代えて、「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」とされた（第8条の38の5第4項第4号等）。

この書類は、1で述べた能力を審査するために必要な書類であって、医師の診

断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書等が考えられるが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、又はその能力が著しく不十分であることは、欠格要件該当性を判断する上での一要素に過ぎないため、欠格要件に該当すると判断する場合に、登記事項証明書のみを提出させて判断することは適切でない。

欠格要件該当性は、「精神の機能の障害」を有することが前提となるから、医師の診断書を書類として求める場合には、当該診断書の記載内容のうち、診断名は、「精神の機能の障害」の有無の判断に活用することが考えられる。また、診断書において、患者の能力に関する意見（意思疎通ができるか否かなど）及びその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）などの記載があれば、判断に資するものと考えられるから、医師の診断書の提出を求める際は参考にされたい。ただし、医師の診断書において、廃棄物の処理の業務の適切な実施の可能性について直接記載されることは通常期待できないことに留意すること。

なお、この書類は、例えば、「精神の機能の障害」がないことが明らかである場合など、行政庁において欠格要件の判断に当たって書類を必要としないと認める場合は、求めないこととしても差し支えない。

### 3 欠格要件に係る届出

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又はその役員等が、「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当するに至った後、遅滞なく、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない（改正法第7条の2第5項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第9条第7項（第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正規則第2条の8、第5条の5の3の2、第10条の10の3の2、第10条の24の2及び第12条の11の3の2）。具体的には、事故等により重度の知的障害や精神障害を負った場合などが想定される。

なお、産業廃棄物処理業者又はその法定代理人等が「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった」場合には、排出事業者にその旨を通知しなければならないこととされた（改正法第14条第13号及び改正規則第10条の6の2第5号）が、この通知の義務は、その者が改正法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において読み替えて準用する改正法第7条の2第5項又は改正法第15条の2の6において読み替えて準用する改正法第9条第7項の規定による届出をした場合に生じるものとして取り扱われたい。

以上

## 2-④ 電子マニフェストの一部義務化について

### 電子マニフェストの一部義務化について

#### 1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

＜明らかになつた課題＞

(1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要

(2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等

“ 2月29日 愛知県が改善命令

“ 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し

愛知県は取り消さず改善命令状態を維持

“ 6月27日 愛知県による許可取消し

#### 2. 法改正事項

##### (1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

○市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができることとする。(第19条の10)

○排出事業者に対する通知を義務付けることとする。

(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

##### (2)マニフェスト制度の強化

○マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るために、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○特定の産業廃棄物※1を多量に排出する事業者※2に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。

(第12条の5第1項)

※1：特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を省令において規定

※2：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を省令において規定

#### (参考) 食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況

##### 【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化(第27条の2)

(現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正案：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中(H28~29年度)

##### 【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

###### (監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定(H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国<sup>の</sup>立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化(対策済)

###### (処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請(H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み(検討経費の一部を環境省が支援)。

###### (許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じができるようにする。(第19条の10)

##### 【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定(H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知(処理状況の確認等)(H29.3.21, H29.6.20通知済)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。(第14条の2第4項等)

## 施行規則（環境省令）の内容

### 1-1. 電子マニフェスト使用義務者

※ 電子マニフェストに関する規定について  
2020年4月1日施行

- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（PCB廃棄物は50トンの中に含めない。）とする。
- 電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかる。

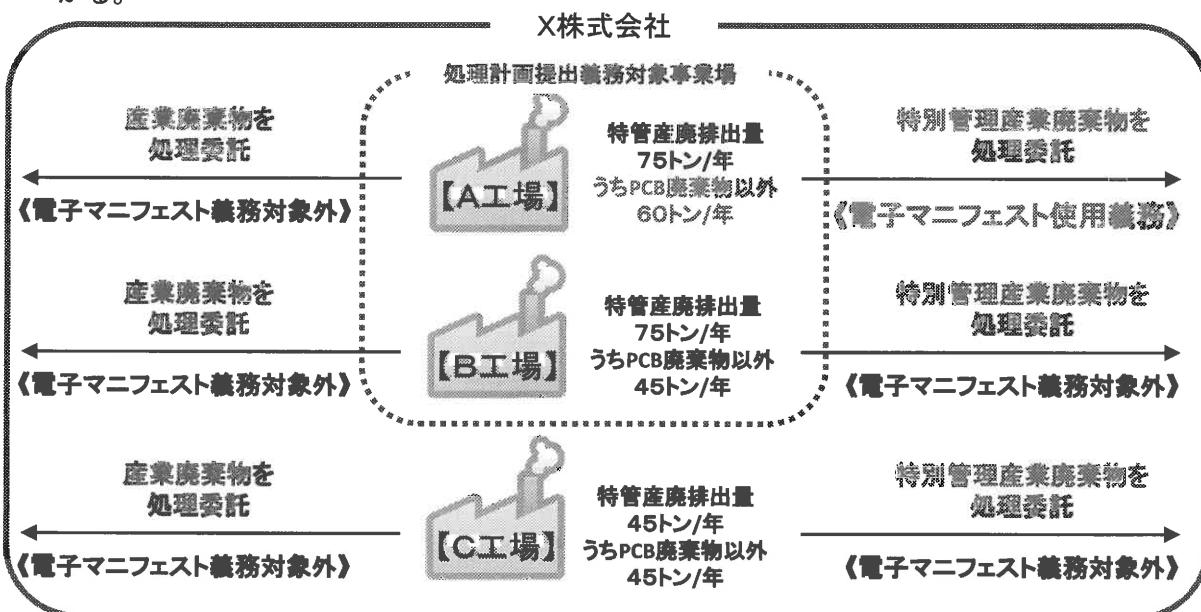
#### 【趣旨】

- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。
- 都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子マニフェスト使用義務者の判断を行う。
- PCB廃棄物は電子マニフェスト使用の義務対象には含めないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子マニフェストの使用義務者から外れる。（その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。）

## 施行規則（環境省令）の内容

### 1-2. 電子マニフェスト使用義務の対象（例）

- 複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上の事業場から排出する特別管理産業廃棄物のみに電子マニフェスト使用の義務がかかる。



## 2-⑤ 第一種特定製品を引き取る場合の留意事項について

和歌山県環境生活部環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、大気中への放出を抑制することが必要です。そのため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）が平成27年4月から施行され、事業者の皆様にご協力いただいているところです。

しかしながら、業務用冷凍空調機器（以下、「第一種特定製品」という。）の廃棄時におけるフロン類回収率は推計値で4割弱にとどまっているため、関係者が相互に確認・連携し、第一種特定製品管理者（以下、「ユーザー」という。）による第一種特定製品の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みにするため、令和元年6月に法改正され、令和2年4月1日より施行されます。

今回の法改正により、何人も、フロン類の回収等が確認できない第一種特定製品の引取り等は禁止（フロン排出抑制法第45条の2 第4項）され、違反して引取り等を行った場合は、行政指導等を経ることなく即座に刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象になります（フロン排出抑制法第104条 第3号）。

そのため、廃棄物・リサイクル業者が、第一種特定製品を引き取る場合の責務について説明します。

### 1 第一種特定製品とは

店舗や事務所などで使用されているエアコンや飲食店の厨房にある業務用冷凍冷蔵庫、また、スーパー・マーケットの冷凍冷蔵ショーケースなど、冷媒としてフロン類が使用されている業務用のエアコン及び冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品」と呼びます。  
(※家庭用のエアコン及び冷凍冷蔵機器は家電リサイクル法の対象となり、第一種特定製品には含まれません。)

### 2 第一種特定製品を廃棄する時は

第一種特定製品を廃棄する人（ユーザー）は、フロン類を回収しないまま第一種特定製品を廃棄することは禁止されており、フロン類を第一種フロン類充填回収業者<sup>i</sup>（以下「充填回収業者」という。）に引き渡すか、フロン類の引渡しを廃棄物・リサイクル業者等に委託する必要があります。また、フロン類の引渡しにあたっては、廃棄する人（ユーザー）が、引渡し方法に応じて、回収依頼書や委託確認書等の書面を充填回収業者等に交付し、充填回収業者がフロン類を回収した後、廃棄する人（ユーザー）に引取証明書が交付されます（行程管理制度）。

<sup>i</sup> 和歌山県で登録している充填回収業者は、県のホームページで公開しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/flon/flontouroku.html>

### 3 第一種特定製品の廃棄や引取り等とは

フロン排出抑制法における「廃棄」「引取り等」には、金属資源等としての無償・有償での引取りや、商習慣上の下取りも含みます。

(※商習慣上の下取りとは、新しい製品を販売する際に商習慣として同種の製品で使用済みのものを無償で引取る行為を指します。)

### 4 第一種特定製品の引取りが可能なケース

#### ① 引取証明書の写しを受け取った場合（図1）

充填回収業者が交付する引取証明書の写しが第一種特定製品に添えられており、フロン類が回収済みであることを確認できる場合は、引取り可能です。また、引取証明書の写しを3年間保存する必要があります。

更に別の廃棄物・リサイクル業者に第一種特定製品の引取りを依頼する場合、依頼する廃棄物・リサイクル業者に、引取証明書の写しを回付して引き渡して下さい。

(※どちらの場合も、引取証明書の写しの交付等を受けてからでないと、第一種特定製品を引き取ることはできません。)

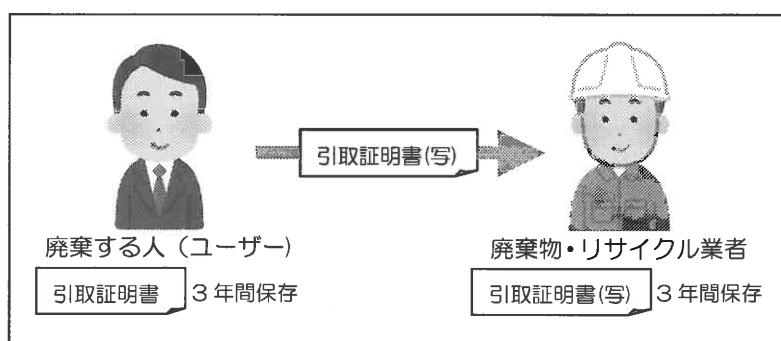


図1：① 引取証明書の写しを受け取った場合

#### ② 自らフロン類を回収する場合（図2）

充填回収業者登録を行っている場合、自らがフロン類の回収の依頼を受けて、第一種特定製品の引き取りを行うことも可能です。この時、回収依頼書が第一種特定製品に添えられている必要があります。また、フロン類回収後に廃棄する人（ユーザー）に引取証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存する必要があります。

(※充填回収業者登録を行っている場合でも、フロン類が充填されていないことの確認の依頼を受けて、第一種特定製品を引き取ることは禁止されています。)

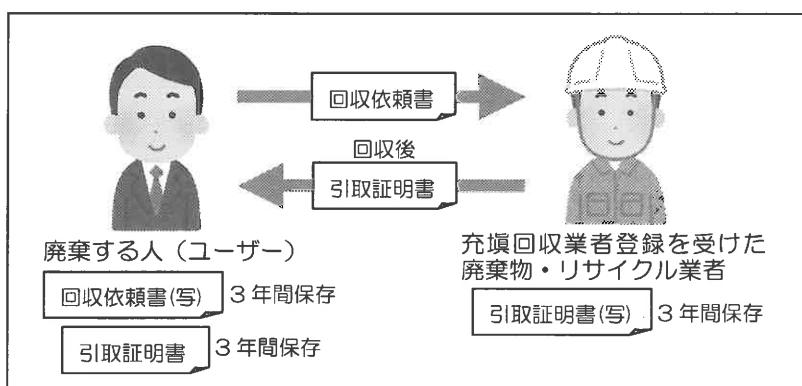


図2：② 自らフロン類を回収する場合

### ③ 充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合（図3）

廃棄する人（ユーザー）からフロン類の充填回収業者への引渡しを依頼され、委託確認書の交付を受けた場合は引取り可能です。また、フロン類回収後に充填回収業者より交付される引取証明書の写しを3年間保存する必要があります。

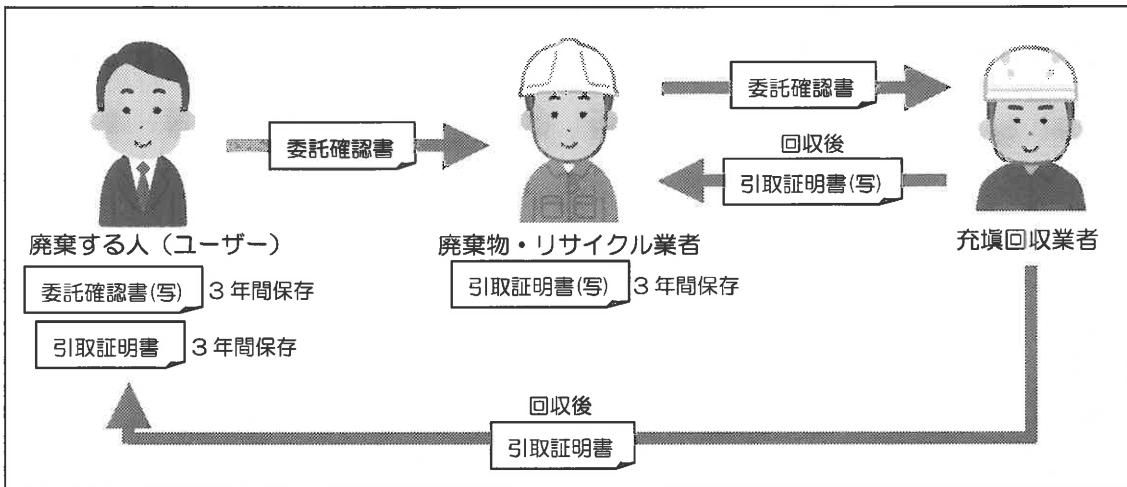


図3：③ 充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

### ④ フロン類が充填されていないことを示す確認証明書の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する、フロン類がその第一種特定製品に充填されていないことを確認した確認証明書の写しが第一種特定製品に添えられている場合は引取り可能です。また、確認証明書の写しは3年間保存する必要があります。

また、上記①から④以外では、都道府県知事がやむを得ない場合として認め、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取りの依頼を受けた場合も引取り可能です。

## 5 最後に

フロン類は強力な温室効果ガスであり、大気中へ放出されると地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できるため、法律に基づき適正に実施していただきますよう、お願いいいたします。

＜廃棄物・リサイクル業者の皆様へ＞

フロン排出抑制法の改正（令和2年4月1日施行）により

フロン類の回収が確認できない業務用冷凍空調機器の

**引取りは禁止されました！！**

違反した場合には50万円以下の罰金が科されます。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

電話 073-441-2688

2-⑥ 「クリーンアップわかやま」について

SNSで和歌山県内の清掃活動を見る化  
**「クリーンアップわかやま」**



スマホアプリ「ピリカ」を利用して、個人の清掃活動や、地域内の清掃活動を記録・見える化して活性化を推進します。

ゴミを拾って、写真に撮り、ピリカに送るだけで、世界中にゴミ拾いの活動を発信！！

無料で  
ダウンロード  
できます

和歌山県 ×



街がきれいになるアプリ  
ごみ拾いSNSピリカ





## 専用 SNS・ウェブサイト 「クリーンアップわかやま」

クリーンアップわかやま

あなたの「ゴミ一つないきれいな和歌山にしませんか!」このページではごみ拾いアプリ「ピリカ」を使って行われた和歌山県内の活動をモニタリングしておられます。ゴミ拾い活動として、個人、企業、団体の活動をPRすることができます。

powered by PIRIKA

56,789 123,456,789

ゴミ拾い活動がタイムラインで表示されます。  
場所・ゴミの内容・コメントなど

ゴミ拾い  
和歌山でピリカ!

ゴミ拾い  
和歌山でピリカ!

ゴミ拾い  
和歌山でピリカ!

ゴミ拾い  
和歌山でピリカ!

ゴミ拾い  
和歌山でピリカ!

ゴミ拾い  
和歌山でピリカ!

和歌山県内のごみ拾い活動推移

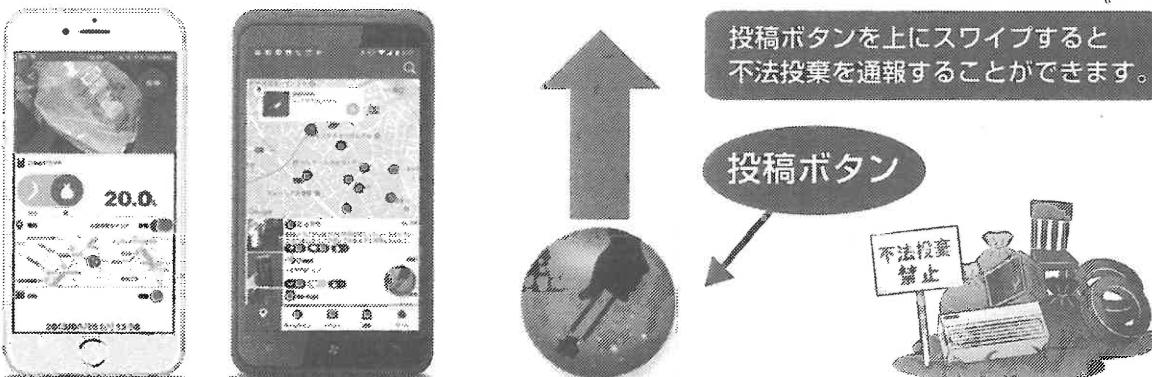
16,000  
12,000  
8,000  
4,000  
0

16,000,000  
12,000,000  
8,000,000  
4,000,000  
0

月

1. 和歌山県  
2. 福井県  
3. 神奈川県  
4. 大阪府  
5. 京都府  
和歌山県のランキング

個人・企業・団体の活動 PR ができます。



クリーンアップ運動を実施しています。  
みんなで参加して、ゴミ一つないきれいな  
和歌山にしよう !!

個人や、企業・団体・グループで参加できます。

### 《参加方法》

スマートフォンでゴミ拾いアプリ「ピリカ」をダウンロード  
アプリを起動し、活動を投稿してください。

- ★学校・仕事・買い物からの帰り道、ウォーキングなどで身近なゴミを拾って投稿してください！
- ★大きなありがとうの“わ”を作った方、活動が上位の方や団体を年度末に表彰します。
- ★ピリカでも、季節ごとにイベントが開催されています。

URL

<https://www.pirika.org/pref/wakayama>

クリーンアップわかやま

検索

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

TEL073-441-2598 e-mail : e0313001@pref.wakayama.lg.jp

## 2-⑦ わかやま環境賞を募集します

和歌山県では、県民の皆様の環境保全に関する意識の高揚と行動の促進を図るため、県内において優れた環境保全活動を行う個人又は団体を表彰しています。このたび、第19回に当たる令和2（2020）年度の候補者を広く募集します。

### （1）表彰の対象

和歌山県内に活動の拠点を有し、かつ、次の①から⑯に掲げる区分のいずれかに該当する活動を行っている個人又は団体。

- ①地球温暖化防止活動 ②まちの美化・緑化活動 ③リサイクル活動 ④ナショナルトラスト活動 ⑤環境保全に関する調査・研究 ⑥事業活動における環境保全 ⑦事業所内における環境保全 ⑧地域における環境保全 ⑨エコ商品の開発・研究 ⑩自然環境の学習 ⑪生活環境の学習 ⑫ごみ対策の学習 ⑬水や大気環境の学習 ⑭エネルギー資源の学習・研究 ⑯その他

### （2）表彰の種類

①わかやま環境大賞	本県の環境保全に対する功績が特に顕著である個人又は団体を讃えるものです。
②わかやま環境賞	本県の環境保全に対する功績が顕著である個人又は団体を讃えるものです。
③感謝状（特別賞）	上記①及び②の表彰に準じ、本県の環境保全に優れた功績のあった個人又は団体を讃えるものです。

### （3）選考の基準

- ① 環境保全に対する効果が現れ、又は効果が現れることが期待できる活動であること。  
② 県民に波及し、又は普及している活動であること。  
③ 独自性又は先進性のある活動であること。  
④ 繼続性又は献身性のある活動であること。

### （4）選考の結果等

自薦又は他薦の別にかかわらず、全ての推薦者に文書で通知します。また、表彰状（特別賞の表彰にあっては感謝状）及び記念盾を授与するとともに、表彰式を令和2（2020）年6月上旬に開催を予定しております。

### （5）応募手続

募集期間：令和元年12月2日（月）から令和2年2月28日（金）[必着]まで  
提出書類：①応募用紙（A4判）②関係資料（活動の写真、新聞記事等功績を示すもの）  
提出先：県環境生活総務課又は振興局健康福祉部衛生環境課（串本支所保健環境課）

詳細は、県環境生活総務課のホームページを御参照ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/award/index.html>

《問い合わせ先》

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課（TEL:073-441-2670）

## 2-⑧ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について

### ノロウイルス食中毒について

ノロウイルス食中毒は、一年中を通じて発生はみられますが、11月ぐらいから発生件数は増加しはじめ、12月～翌年1月が発生のピークになる傾向があります。感染すると1～2日後に激しい吐き気やおう吐、下痢、腹痛、発熱が生じます。

### 予防のポイント

- 1 十分に加熱すればウイルスをやっつけることができます。  
食品の中心までしっかり加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）しましょう。また、使用した調理器具も熱湯又は塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- 2 石けんで手をよく洗いましょう。  
トイレの後、調理をする際、食事の前は、必ず石けんで特によく手を洗いましょう。手洗いの後、使用するタオルは清潔なものを使用しましょう。
- 3 おう吐物を処理する際は、注意しましょう。  
おう吐物に含まれるウイルスが手などを介して感染してしまう可能性があります。直接手で触れないよう、使い捨ての手袋などを使って取り除きましょう。取り除いたあとは、塩素系漂白剤で消毒し、処理後は、よく手を洗いましょう。

### ノロウイルス食中毒注意報発令について

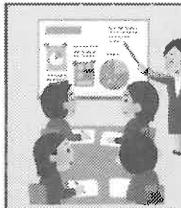
- ◎ 食品事業者及び消費者に対して、食品の取扱いに一層の注意を促すことにより、食中毒の発生を未然に防止することを目的として、昨年度から、ノロウイルスによる食中毒の発生が予測される場合にノロウイルス食中毒注意報を発令しています。
- ◎ 平成29年度以降の発令状況は次のとおり。  
平成29年度 合計1件  
平成29年12月21日（発令）～平成30年1月26日（解除）  
  
平成30年度 合計2件  
平成30年12月27日（発令）～平成31年1月31日（解除）  
平成31年3月7日（発令）～平成31年3月31日（解除）



# 女性活躍企業同盟

## 参加企業・団体を大募集中!!

### 参加の4大メリット



自社で役立つ「女性活躍セミナー」に  
無料で参加できます！



同盟交流会で異業種の方と出会える  
機会があります！



県就職情報誌や  
HP等で、同盟に参  
加していることを  
PRします！



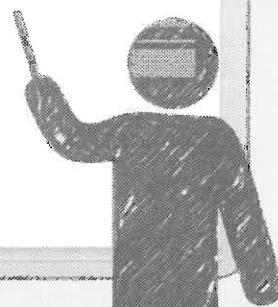
女性活躍の優れた  
取組を行う企業・団  
体、その従業員を  
表彰します！

ご希望の事業者様には、出張説明いたします。

同盟の活動内容、申込書は、「女性活躍企業同盟」で検索が可能です。



女性活躍企業同盟 検索



お申込み・お問い合わせは

和歌山県 青少年・男女共同参画課 住所 〒640-8585  
TEL 073-441-2510 和歌山市小松原通一丁目1番地  
お気軽にお問合せください。

## 2-⑩ わかやま結婚・子育て応援企業同盟募集中



### 目的

- 社会全体で子育てする仕組みの充実
- 結婚や子育てについての社会気運の醸成



### 同盟参加メリット

- 人材確保について積極的に応援します！！
  - 参加企業を県の就活イベント時等に特出してPR
  - 参加企業を紹介するパンフレットを作成し、県外の県出身大学生や県内の高校、大学生に配布
  - テレビ、ラジオ、情報誌への掲載など県の広報媒体等を活用し積極的にPR
- 同盟内での情報交換やネットワークづくりについて支援します！！
  - 参加企業のお互いの取組等についての情報交換を行える場の提供
  - 異業種、同業他社とのネットワークづくりにも活用できる場の提供
- 参加企業の社員等を対象としたセミナー等を開催します！！
  - 社員の職場環境改善や意識改革につながるようなセミナーや講座の開催



同盟発足式・子育て応援シンポジウム（H29.9.8）



表彰式・交流会（H30.2.19）



紹介冊子・参加企業の証

### 申込方法

別添の申込書に必要事項をご記入の上、下記までご郵送ください。

＜郵送・お問い合わせ先＞

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

子ども未来課 子育て支援班 あて

TEL 073-441-2492

FAX 073-441-2491

E-mail e0402003@pref.wakayama.lg.jp

わかやま結婚・子育て応援企業同盟



### ③ 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

令和元年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：令和元年8月22日（木）

場 所：酒直ビル1F 協会会議室

議 案：①事業継続計画（案）について

②第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④会報の発行について

⑤安全衛生活動事業について

⑥行政懇話会の議題について

⑦電子マニフェスト操作体験セミナーの開催について

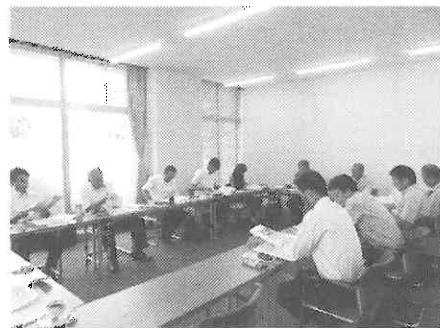
⑧第4回親睦ゴルフコンペの開催について

⑨令和元年度第2回海上パトロールの実施について

⑩次回理事会の開催日程について

⑪その他

について協議のほか、15件の報告がありました。



令和元年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：令和元年11月22日（金）

場 所：酒直ビル1F 協会会議室

議 案：①副支部長の選任について

②全産連新年賀詞交歓会（1月16日 明治記念館）について

③新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

④新入会員及び退会会員承認の件について

⑤支部研修会の開催及び日程について

⑥県外視察研修会の開催について

⑦会報の発行について

⑧令和元年度和歌山県災害廃棄物処理図上演習について

⑨事務局の年末年始の業務について

⑩次回理事会の開催日程について

⑪その他

について協議のほか、17件の報告がありました。



## 4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

### 4-① 行政懇話会

産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、令和元年度の行政懇話会を8月27日（火）酒直ビル1階会議室において開催しました。ご多用な折にもかかわらず、和歌山県循環型社会推進課の清水課長、稻内班長、同廃棄物指導室の高垣室長、和歌山市産業廃棄物課の天野課長、山口主事のご臨席を頂き、当協会からは目良副会长、貴志副会长、松田副会长、山本青年部会長及び事務局2名が出席し、以下のテーマについて意見交換を行うとともに当協会からの要望等を伝えました。

#### 【懇話会のテーマ】

- (1) 災害廃棄物処理について <継続>
- (2) 排出事業者に対する指導の強化について<継続>
- (3) 優良産廃処理業者認定制度について<継続>
- (4) 無料回収業者に対する行政指導について<継続>
- (5) 「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（平成29年3月）」について<継続>
- (6) 和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱について<継続>
- (7) その他
  - ・収集運搬車両に対する検問の実施について
  - ・電子マニフェストの導入について



## 4-② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

### (1) リスクアセスメント推進研修会

開催日時：令和元年10月10日（木）13：30～16：30

開催場所：和歌山商工会議所4階 特別会議室

講 師：一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 安全衛生促進委員

　　山田 繁樹氏、赤井 靖氏、酒本 吉伸氏、吉村 享氏

参加者数：26名

研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

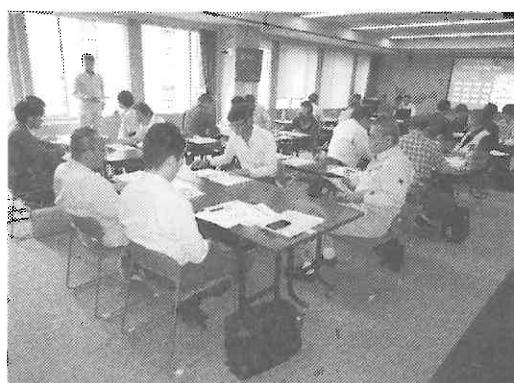
○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験（廃棄物処理現場のリスク見積り）



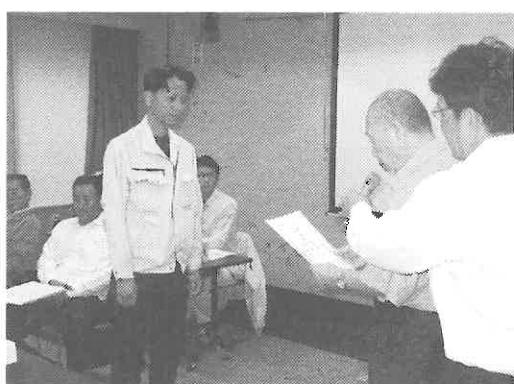
吉村委員の講義



リスク見積り



リスク低減措置の発表



修了証の交付

## (2) 相互安全衛生パトロール

令和元年10月30日に紀北支部、11月6日には海南・有田、御坊・田辺支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署担当官及び労働安全アドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

### ◇良かった点

- ・設備関係は全体的にコンパクトにまとまりがありました。
- ・通路・床ともにきれいで良好な状態でした。
- ・通路・床面ともに良好な状態でした。
- ・建設機械特定自主検査を実施しており、通路・床共にきれいにされていました。
- ・場内は整理整頓されていました。
- ・作業場内は、きれいに保たれており、安全表示等もされていました。
- ・破碎機の点検中、操作盤にその旨の表示を行い、作業者以外の者が操作しないようにされていました。
- ・建設機械特定自主検査を実施されていました。

### ◇検討を要する点

改善を検討して欲しい点	対策案
・重機関係で、品物の上にフォークリフトの爪を置いています。	・爪は床面に下してください。ツカミも同様にお願いします。
・セメントの水槽に柵が無いので、転落する危険があります。	・柵の設置をお願いします。
・ワイヤー・イーグルクランプなどの放置が目につきました。	・ワイヤーの素線切れ・キング等確認し、必要なものは雨の掛からない場所にワイヤー掛けなど製作され管理されるとさらに良くなると思います。
・表示事項はきちんとされているものの、一部で表示向きが逆になっています。	・表示の要否も含めて再検討してください。
・破碎機の刃の調整作業で、カバーによじ登って作業しているが、足元が滑り墜落の危険があります。	・脚立の使用等、作業方法を再検討してください。
・建設機械特定自主検査が未実施の車両があるので、実施してください。	
・フォークリフトにバックミラーがないので、整備してください。	
・破損した梯子は使用しないようにしてください。	
・屋内に廃棄物置場があるが、指定されている廃棄物以外を置いているので、是正してください。	
・出入口に重機を止めているので、接触の恐れがあり、危険です。	
・全体的に綺麗な工場なので、整理整頓してください。	
・重機のバケットを上げたまま停車しているので、停車時はバケットを下してください。	
・重機にバックモニターが付いているが、重機付属のミラーがすべて折りたたまれているので、普段からミラーでの確認も励行してください。	

- ・計量器の屋根部分に上る場合は、墜落防止措置を講じてください。また、普段使用しないのであれば、階段部分を立入禁止にするなど検討をしてください。
- ・構内には安全に係る表示をしてください。
- ・事務所の出入り時、計量器コンクリート段差につまずく可能性がありますので、ベンキなどで、表示するとさらに良くなると思います。また、自動販売機の使用の際、計量器上の建屋筋交いなどに頭をぶつける可能性があります。併せて、表示など検討してください。
- ・ベルトコンベヤ等の非常停止装置は、本来、緊急時に容易に動力を遮断するためのものであるが、ボタンが「ON」「OFF」の2種類のボタンがあります。また、同様のスイッチが2つ並んで取付けられているため、どの非常停止装置かとっさに判断できるよう検討してください。
- ・良く整理・整頓され、注意喚起など、良好な状態で管理されています。ワイヤーなどの素線切れ、キンクなど見直しされ、必要数など、管理されるとさらに良くなると思います。

#### ◇共通のお願い

安全はトップの“安全への熱い思い”なくしてあり得ません。

“安全は事業所トップから”といわれ、災害防止には事業主など管理者の安全に対する姿勢にかかっているといわれます。

安全への取り組みには資金面やマンパワーなど色々な制約がありますが、“安全への思い”を伝えることは資金も大きなマンパワーも必要ありません。

そこでお願いです。

毎日(これが重要です)朝礼時、業務指示時、「〇〇に気を付けや！」とひと言付け加えてください。

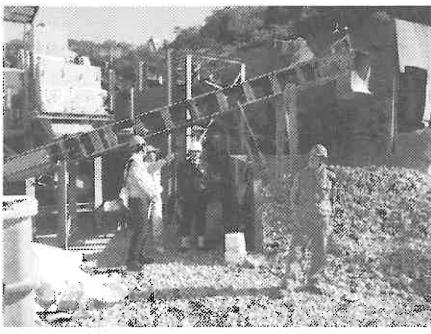
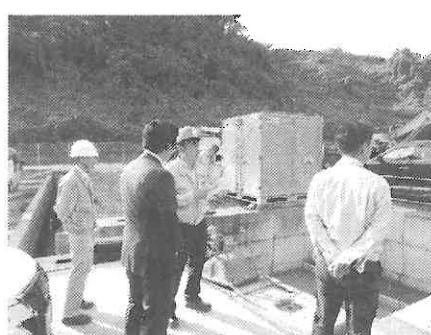
又、職場に出向いた時も「気をつけて作業してよ」「周りの作業者に注意して運転して」などと声かけしてください。

事業所トップや管理監督者が、「みんなの安全と健康をいつも一番に心配している」という気持ちを伝えることが従業員一人一人の安全意識を高め、風通しの良い職場づくりにつながります。

**重大災害防止対策を重点に！！**

フォークリフトや重機への接触・衝突、ベルトコンベアへの巻き込まれによる死亡災害が発生しています。

重大災害発生場所や作業を洗い出し、出来るところから対策を実施して下さい。



令和元年度

2019年12月1日▶2020年4月30日

# 安全衛生教育促進運動

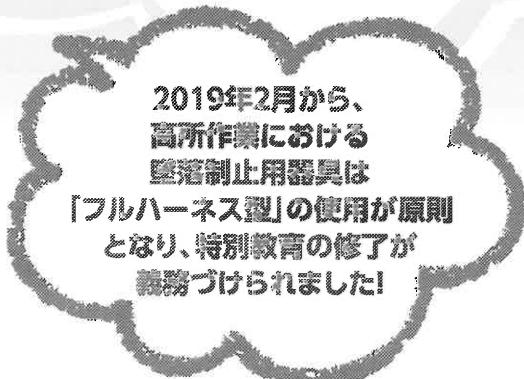
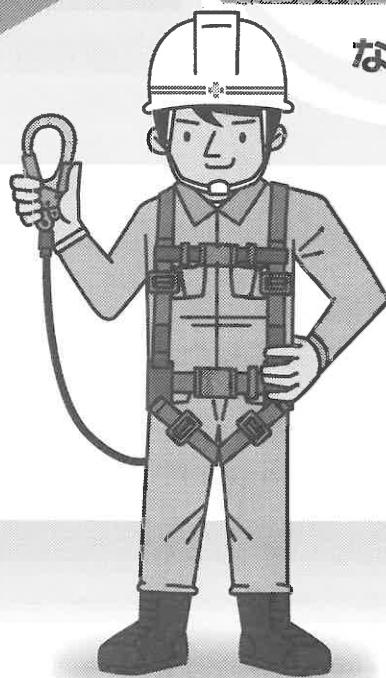


## 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



## 正しい知識で 職場を安全・健康に！

死者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上の死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

特に、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、改正安全衛生教育等推進要綱で実施対象に追加された安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育が大変重要となります。

また、2019年2月には、高所作業における墜落防止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけられました。その徹底を図ることも大切です。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

## 安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

○ テキストは  
どこで入手できるの?  
必要な業務を知りたい!

技能講習や  
特別教育はどこで  
実施していますか?

フルハーネス型墜落  
制止用器具の使用にあたって、  
どのような教育を  
受けければよいの?

安全衛生教育の  
実施状況が確認できる  
チェックリストがほしい!

電気自動車等の整備業務に  
従事する者への特別教育について知りたい!

## 安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  安全衛生教育促進運動 で 検索 

### 安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (中災防本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

#### 協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構

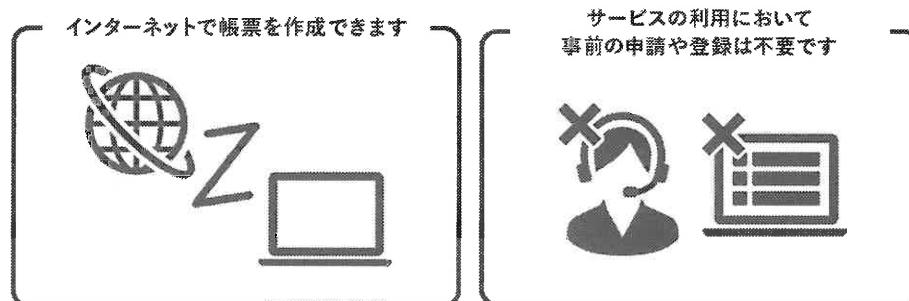
(順不同)

事業主の皆さんへ

## 労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、 インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る  
入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、  
労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、誤入力・書類の添付忘れを  
防ぎ、過去の保存データ（※2）を用いて共通部分の入力を簡素化します。事前申請  
や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。



- Webブラウザ要件**
- Internet Explorer
  - Microsoft Edge
  - Google Chrome
- OS要件**
- Windows10
  - Windows8.1

### 対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

※2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

入力支援サービスへのアクセス方法はこちら

- 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



### 〈お問い合わせ先〉

操作に関するご質問：労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311（内線329）

帳票の取扱いに関するご質問：労働基準局安全衛生部 03-5253-1111（内線5482、5498）



厚生労働省労働基準局

## 帳票の入力画面例（定期健康診断結果報告書の場合）

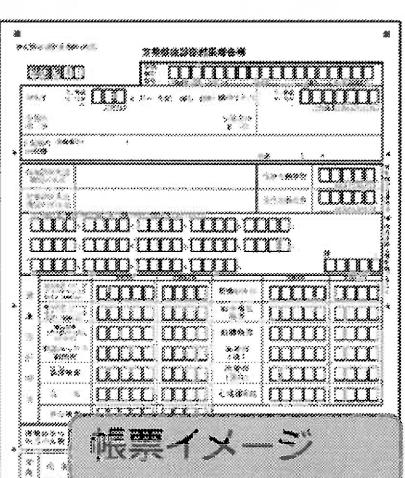
労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

**定期健康診断結果報告書**

- 労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

**過去に作成・保存(※3)した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます**

帳票イメージ
帳票入力データの読み込み



**①労働保険番号**

都道府県(必須)

入力項目の説明▲

**入力項目の説明を確認しながら入力できます**

管轄(必須)	所管 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。
基幹番号(必須)	管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。
校番号(必須)	基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁までを入力してください。

**入力エリア**

データの保存が完了したら、帳票を作成して印刷

戻る 帳票を作成する 帳票入力データを保存する アンケートにご協力ください

(※3) 入力データを保存すると  
次回報告時に再利用できます

- 入力項目の説明を確認しながら入力できます。
  - 未入力・誤入力があると、エラーメッセージが表示されます。 (※4)  
(※4) 誤りなどを修正してから印刷が可能になります。
  - 提出時は帳票だけでなく、添付書類の確認もお願いします。 (※5)  
(※5) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を印刷する時は、  
添付書類チェックリストでのご確認をお願いします。

2019.11

## 4-③ 収集運搬部会

### 不法投棄防止巡回パトロール（田辺市周辺及び高野町周辺）

収集運搬部会では、令和元年6月25日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いで、第2回目は田辺市周辺、第3回目は高野町周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

#### 1 田辺市周辺

(1) 実施日：令和元年9月5日（木）

(2) 参加者：16名

㈲柏木商店	1名	㈲国辰商事	1名
㈱資源開発	1名	田辺工業(有)	2名
㈲日置川清掃	2名	㈱吉田組	2名
和歌山県再生資源事業協同組合	1名	㈲ワコ一産業	2名
田辺保健所	1名	田辺市役所	1名
産業資源循環協会	2名		

(3) 巡回コース：【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場（集合）→明洋交差点右折→国道42号→国道311号  
→県道221号線→田辺市鮎川（収集）→県道221号線→国道311号  
→本宮町渡瀬（収集）

【復路】

国道311号→県道198号水上公衆トイレ付近（収集）→国道311号  
→国道42号→田辺市ごみ処理場（解散）

(4) 使用車両：2tユニック1台、2tダンプ1台、1tトラック1台、軽トラック5台、  
乗用車1台 計9台

(5) 撤去した物：タイヤ約20本、冷蔵庫1台、テレビ1台、ソファー2脚、漁網、畳、木  
くず、鉄くず、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量：2tユニック1台、2tダンプ1台、1tトラック1台、軽トラック4台  
計3,210kg

(7) 撤去場所等：田辺市鮎川（2ヶ所）・本宮町渡瀬・県道198号水上公衆トイレ付近の  
3ヶ所



## 2 高野町周辺

(1) 実 施 日：令和元年9月11日（水）

(2) 参 加 者：12名

赤井工業(株)	2名	株ヴァイオス	2名
株相互商会	1名	大栄環境(株)	2名
橋本保健所	1名	高野町役場	2名
産業資源循環協会	2名		

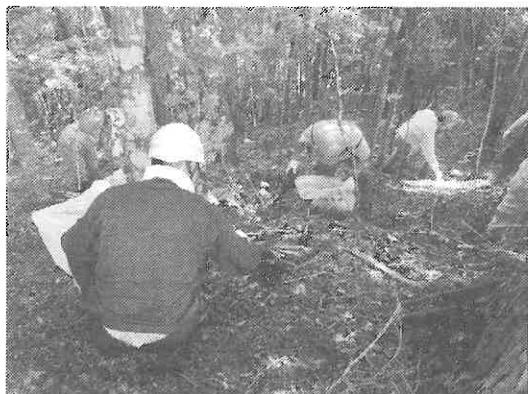
(3) 巡回コース：伊都郡高野町花坂不動尊前（集合）→大門→奥の院→高野龍神スカイライン  
(2カ所収集)→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン（収集）→大門  
→国道480号線沿い道路脇（収集）→大門→高野町塵芥処理センターへ撤去物の搬入（解散）

(4) 使用車両：3tダンプ車1台、貨物車1台、軽トラック2台、乗用車3台 計7台

(5) 撤去した物：テレビ、本棚、車のバンパー、毛布、廃プラスチック、金属くず、缶、びん、ペットボトル、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量：軽トラック1台分程度

(7) 撤去場所等：高野龍神スカイライン沿い（3カ所）・国道480号線沿いの4カ所



## 4-④ 電子マニフェスト操作体験セミナー

この体験セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験（電子マニフェストの登録から処分完了報告まで）を行い操作性や電子マニフェスト利用のメリットを実感していただくことを目的とした無料体験セミナーです。

参加者はセミナー用に用意されたIDとパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を体験しました。

◇日 時 令和元年9月26日（木） 14：00～16：00

◇場 所 プラザホープ（和歌山県勤労福祉会館） 3階 会議室1・2

◇参加者数 18名

◇対象者 排出事業者及び収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務の実務担当者等

◇内 容

- 排出事業者の操作（新規登録）
- 収集運搬業者の操作（運搬終了報告）
- 処分業者の操作（処分終了報告）
- 共通の操作（マニフェスト情報照会など）



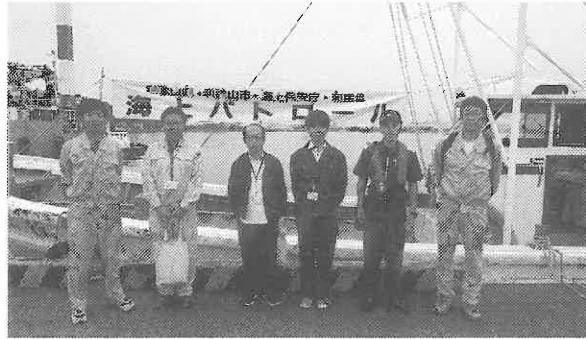
## 4-⑤ 不法投棄防止海上パトロール

令和元年度第2回目（通算50回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○日 時：令和元年10月2日（水）  
午前9時00分（出港）～午後1時30分（帰港）

○参加者：6名

和歌山県循環型社会推進課 1名  
和歌山県廃棄物指導室 1名  
和歌山市産業廃棄物課 1名  
和歌山海上保安部警備救難課 1名  
和歌山県産業資源循環協会 2名



○パトロールコース：

和歌山南港→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港  
沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

○パトロールの結果：

- ・加太港から大川港間の海岸に前回（令和元年6月）同様漂着物と見られる廃棄物（プラス容器類・木くず）を確認した。
- ・友ヶ島のうち地島の北部海岸で前回同様の漂着物と見られる廃棄物（プラス容器・発泡スチロール類・木くず等）を確認した。また、沖ノ島では漂着物は少なかった。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様の不法投棄物を確認した。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いで前回同様の不法投棄物（家電製品・プラス容器類等）が確認された。
- ・下津港海岸道路沿いでは前回同様崖崩れが確認された。
- ・前回に比べ全体的に不法投棄物は減っていた。

○パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



地ノ島北部海岸の現状



矢櫃海岸の現状

## 4-⑥ 第4回親睦ゴルフコンペ

令和元年10月18日（金）に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、第4回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：令和元年度第2回）を開催しました。

当日は10社14名の皆様に参加いただきましたが、あいにくの天候により、午前中のみのプレーになり、午後からは中止となりました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～7位、10位、当回賞、ブービー賞、ベストグループ賞）の表彰を行いました。

平成21年度よりチャリティーコンペとして和歌山県下の各市町村に毎回車椅子を寄贈していますが、今回は岩出市に寄贈し、岩出市からは感謝状をいただきました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

### 1 結果（敬称略）

優勝：前坂 康行 （㈱朝日ダイヤゴルフ）

2位：曾我部 恒徳（㈱丸六）

3位：瀧本 瑞樹（㈲国辰商事）

4位：柏木 清次（㈲柏木商店）

5位：中島 正剛（美浜興業㈲）

6位：大瀧 吉幸（㈱大瀧商店）

7位：今井 幸世（㈱山本スクラップ）

10位：北 敏彦（㈱吉田組）

当回賞：柏木 清次（㈲柏木商店）

B B賞：神藤 信六（㈱丸六）

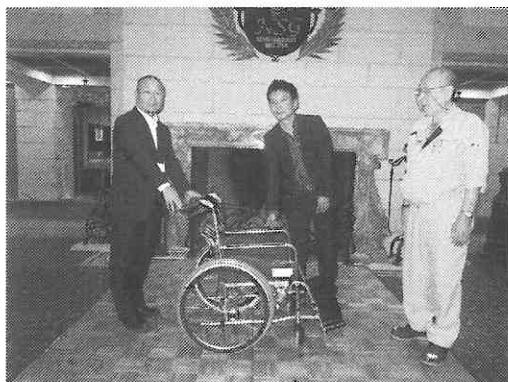
B G賞：前坂 康行（㈱朝日ダイヤゴルフ）



### 2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：岩出市

出席者：生活福祉部長 前芝 洋一 氏



## 4-⑦ 令和元年台風第15号千葉県災害義援金の寄付について

9月の令和元年台風第15号により被災された方々や関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当協会では、被災者の皆様の救援や被災地の復興に役立てていただくため、会員各位に義援金の協力をお願いしました。集まった義援金は、12月24日に千葉県の「千葉県災害対策本部」口座に送金しました。

◇募集期間：令和元年10月28日～12月20日

◇義援金の総額：1,000,000円

### 【義援金をお寄せいただいた会社名及び個人名】

㈱クリーンサービス近畿	㈱日ノ本組
(有)国辰商事	㈱玖保忠
㈱ナヤバーク	㈱K S P
(有)日置川清掃	(有)協和運輸
(有)南クレーン	㈱里村建設
奥田建材	(有)紀南建設
(有)かさい	赤井工業(株)
武田 全弘	㈱亀鉄組
(有)柏木商店	(有)パッキーズ
㈱ヴァイオス	協同組合中紀環境科学
(有)浜興業(有)	㈱松田商店
(有)志場商店	㈱目良建設
山本 彰徳	亀井 千晶
森本 将至	松岡 香代

(順不同・敬称略)

## 4-⑧ 青年部会活動

### ★和歌山県青年部会役員会・主な行事

#### ○令和元年度第3回役員会

開催日：令和元年8月2日（金）

場 所：割烹 千成（田辺市）

- 議 題：(1) 近畿ブロックスポーツ交流会について  
(2) 近畿・中国・四国3ブロック合同ゴルフコンペについて  
(3) 青年部視察研修会について  
(4) その他

#### ○令和元年度第4回役員会

開催日：令和元年10月3日（木）

場 所：松すし（串本町）

- 議 題：(1) 交流・研修委員会について  
(2) 近畿ブロック令和元年度賀詞交歓会について  
(3) その他

#### ○令和元年度第5回役員会

開催日：令和元年12月17日（火）

場 所：韓杯（和歌山市）

- 議 題：(1) 研修・交流事業 in 沖縄について  
(2) 近畿ブロック令和元年度賀詞交歓会について  
(3) その他



※第5回役員会同日に忘年会、ゴルフコンペが開催されました。

## ★全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロックの主な行事

### ○チャリティースポーツ交流会

開催日：令和元年9月20日（金）

場 所：神戸ボウリング倶楽部（兵庫県）

内 容：今年度のチャリティースポーツ交流会は兵庫県青年部と合同開催となり、普段接することの少ない他ブロックの会員がボウリングを通じ親睦を深めました。29名の参加者があり盛会裏に開催され、和歌山青年部会から4名が参加しました。



## ★全国産業資源循環連合会青年部協議会の主な行事

### ○第10回カンファレンス in 神戸

開催日：令和元年11月14日（木）

場 所：ANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）

内 容：全国47都道府県の青年部会長ら代表が参加し、「47都道府県青年部会長が何を考え、何に取り組み、どのような未来を描いているのか！」「全国幹事会に期待すること」をテーマに活発な意見交換が行われました。和歌山青年部会から3名が参加しました。

## 青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL：073-435-5600】

### 《目的》

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

### 《活動内容》

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会 員 数 37名（令和元年11月末現在）

## 5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

### 5-① 会議報告

#### ○第46回理事会

開催日：令和元年10月8日（火）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 委員会、部会運営委員会委員の選任について

第2号議案 賛助会員の入会承認について

第3号議案 令和2年度「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」  
について

第4号議案 令和2年度全国正会員会長・理事長会議の開催について  
<協議事項>

（1）令和2年度事業計画案の策定スケジュールについて

（2）令和2年度税制要望について

（3）マニフェスト・スマートプラスの事業廃止について

（4）次回理事会その他の日程について

（5）その他

#### ○令和元年度第2回安全衛生委員会

開催日：令和元年12月18日（水）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 第二会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）各正会員における令和元年度の会員企業取組状況調査の結果

（2）次年度の安全衛生事業方針の策定に向けて

（3）その他

### 5-② 全国正会員事務局責任者会議

開催日：令和元年7月26日（金）

場 所：アジュール竹芝 14F「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事

議 題：（1）令和元年度事業運営について

①令和元年度事業計画について

②令和元年度産業廃棄物処理業における人材育成に係る事業について

③平成30年度労働災害防止計画実施状況及び令和元年度事業について

④令和2年度業許可講習会開催の計画について

⑤廃プラスチック処理状況調査結果について

⑥災害廃棄物委員会の委員等の決定及び今後の運営について

- ⑦産業・資源循環議員連盟との意見交換会（6月13日）について
- ⑧産業廃棄物処理業界における外国人技能実習制度の導入について
- ⑨令和2年度税制改正要望について
- ⑩第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会（11月15日）の概要について
- ⑪産業廃棄物処理業賠償責任保険の斡旋等に係る協力のお願い
- ⑫働き方改革関連「しづ寄せ防止総合対策（厚労省、中企庁、公取委）」について
- ⑬年間行事予定
- ⑭東京オリンピック・パラリンピックの開催期間を勘案した令和2年度全国正会員事務局責任者会議の開催日について  
〈意見交換〉

#### （2）連絡事項

### 5-③ 令和元年度全国正会員事業研修

- 開催日：令和元年10月25日（金）  
場所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）  
研修内容：（1）働き方改革について  
〈質疑応答〉  
（2）連合会の事業活動について
  - ①議連PT関連（資格制度、再生品の利用促進）
  - ②外国人技能実習制度導入進捗状況等
  - ③災害廃棄物委員会の活動状況  
〈質疑応答〉
  - ④安全衛生活動について
  - ⑤業許可講習会について
  - ⑥マニフェスト事業について
  - ⑦税制改正要望について  
〈質疑応答〉

### 5-④ 近畿地域協議会

#### ○近畿地域協議会

- 開催日：令和元年10月16日（水）  
場所：リーガロイヤルホテル京都（京都府）  
出席者：38名（うち当協会4名）  
議題：（1）第1回・第2回災害廃棄物委員会について  
（2）環境省近畿地方事務所資源循環課による近畿地域協議会統一様式  
「産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力調査」の実施について

- (3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会活動について
- (4) 次回開催予定
- (5) その他

○産業廃棄物処理に係る意見交換の場（環境省主催）

開催日：令和元年10月16日（水）

場 所：リーガロイヤルホテル京都（京都府）

出席者：環境省5名

近畿各行政14名

全産連及び近畿地域協議会各協会38名（うち当協会4名）

議 題：(1) 廃プラスチック類に係る処理等の状況について

(2) 火災防止の取組について

(3) その他（産業廃棄物処理業の振興等）

進行

(1) 環境省からの情報共有

(2) 全国産業資源循環連合会からの情報共有

(3) 近畿地方自治体からの現状等の情報共有

(4) 近畿各府県産業資源循環協会からの現状等の情報共有

(5) 討議・その他

## 5-⑤ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第50回理事会

開催日：令和元年10月8日（火）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：(1) 第25回参議院議員通常選挙結果について

(2) 令和2年度税制等政策要望について

(3) 資源循環促進PT報告の進捗状況

(4) その他

○産業・資源循環議員連盟意見交換会

開催日：令和元年10月8日（火）

場 所：衆議院第一議員会館 地下1階 第5会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：(1) 令和2年度税制等政策要望等

(2) 資源循環促進PTにおける取組み状況

## 5-⑥ 第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会

令和元年11月15日（金）に、神戸市のホテルオークラ神戸において、公益社団法人全国産業資源循環連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の3団体主催により『廃掃法施行50年の振り返りと今後の展望』をテーマに開催され、当協会から14名が参加しました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会の永井会長の挨拶に続いて、令和元年度の循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、23名が受賞されました。

次に上智大学法科大学院教授 北村 喜宣氏から「廃掃法施行50年の振り返りと今後の展望」をテーマとする基調講演が行われ、その後、パネル討論会「廃プラスチックからの脱却」が開催されました。

廃プラスチックは、中国をはじめアジア諸国による輸入規制が2018年末から始まった。このため主に国内処理となり、排出事業者は価格転嫁が困難であり、処理業者は利益減少、中国輸入禁止分の増加による処理費高騰で、二次処理業者の再資源化・焼却に補助金を手当している。バーゼル条約ではリサイクルに適さないもの・汚れたプラスチックは規制対象とされた。今後の対応は、域外からの搬入規制を行っている自治体への緩和措置、排出事業者へは適正価格の支払い、優良認定処分業者での保管量の引上げを行い対応している。（成田 廃棄物規制課長）

炭素繊維強化プラスチックの廃材・端材から炭素繊維を取り出し、自動車部品として販売している。（石岡 兵庫県環境整備課長）

一番多く出るのは鉄鋼スラグだが、ベルトコンベアからの廃プラスチックをサーマルリサイクルしている。（泥 神戸製鋼環境防災部長）

塩素を使わない若しくは除去したプラスチックを製造する、弁当ガラは洗ってから出すこと等でマテリアルリサイクルを増やし、同時に製造量を減らしていくことが大事と考える。（森谷 全産連専務理事）等活発な議論が交わされ、盛会のうちに終了しました。

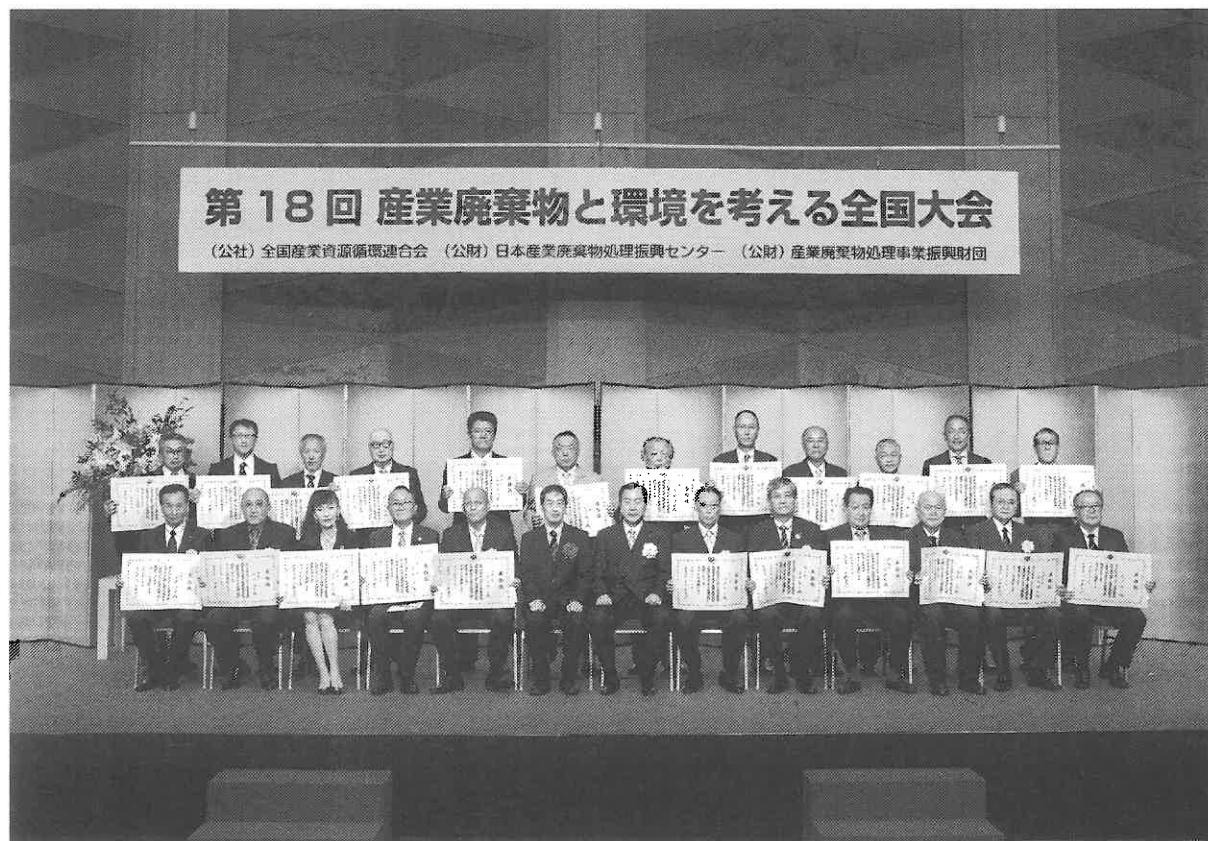


## 6 事務局だより・情報コーナー

### 6-① 令和元年度環境大臣表彰の受賞について

この度、当協会副会長の松田美代子さん（㈱松田商店取締役会長）が令和元年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を受賞されました。

これは、平成14年から16年間の長きにわたり、当協会の役員を務め、その間、産業廃棄物の適正処理や業界の発展及び資質の向上に努められ、当協会が実施する安全衛生等の研修会、ボランティア活動に積極的に参加し、協会役員として事業の推進役を務められた他、ペットボトルを様々なエコ商品へリサイクルする研究開発を行うとともに、環境教育・社会貢献の一環として、リサイクル工場への見学を受入れ、廃プラスチック等のリサイクルの推進及び産業廃棄物処理業のイメージアップに貢献したこと、等が認められたもので、当協会としても衷心から祝福したいと思います。本当におめでとうございます。



## 6-② 令和元年度安全衛生活動の現状調査について

### 令和元年度安全衛生活動の現状調査集計（11月現在）

指標		活動目標値 (令和元年度)	集計値 (11月現在)
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して10%以上増加させる。	120	105
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	107	95
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	76	69
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	86	72
5	協会が実施する安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会）の参加人数を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	64	61
6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	69	59
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	62	61
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。	46	35
9	安全衛生規程を作成している会員企業数を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	25	26

令和元年度安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。11月現在の集計値につきましては、残念ながら昨年同時期より全体的に数値が減少しました。本年度も残りわずかとなりましたが各会員におかれましては安全衛生活動を積極的に実施し、令和元年度の活動目標達成に向けご協力をお願いいたします。

また、安全衛生規程の作成については、活動目標値は達成しましたが、まだまだ規程を作成されていない事業所が多く見受けられます。安全衛生規程は事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

連合会ホームページ（連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生をクリック）の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することができますので、ぜひご活用ください！

#### ✓ 安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

#### 【連合会のツールを使ってみましょう】

連合会ホームページの「安全衛生規程作成支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択していただくと、各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することができます。

#### 安全衛生規程作成支援ツール

1. 会社名を入力
2. 従業員数を選択
<input type="checkbox"/> 1~9人 <input type="checkbox"/> 10~49人 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100人以上
3. 処理内容を選択
<input type="checkbox"/> 収集運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 重機作業 <input type="checkbox"/> 活性汚泥 <input type="checkbox"/> 圧縮プレス <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 焚却 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 混合 <input type="checkbox"/> 油水分離 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 固形化 <input type="checkbox"/> 廃石綿 <input type="checkbox"/> 最終処分
4. 表示オプションを選択
<input type="checkbox"/> 関連法令 <input type="checkbox"/> 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ
5. 作成【※テキストファイルで出力されます。】

## 6-③ 災害廃棄物処理に対する取り組み

### (1) 災害廃棄物処理に関する覚書の締結について

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」

(平成18年7月締結)に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、現在、県内の8市20町1村との間で、県との協定書に基づく覚書を締結しています。

◇覚書等の締結状況（令和元年11月1日現在）

No	市町村名	締結年月日	備考
1	那智勝浦町	平成27年4月1日	
2	海南市	平成27年5月11日	
3	日高川町	平成27年6月22日	
4	日高町	平成27年7月1日	
5	紀美野町	平成27年7月1日	
6	印南町	平成27年7月10日	
7	すさみ町	平成27年8月18日	
8	串本町	平成27年8月19日	
9	上富田町	平成27年8月21日	
10	古座川町	平成27年8月26日	
11	白浜町	平成27年9月8日	
12	太地町	平成27年10月1日	
13	有田川町	平成27年10月13日	
14	有田市	平成27年10月21日	
15	新宮市	平成28年11月1日	
16	由良町	平成29年1月6日	
17	紀の川市	平成29年3月14日	
18	みなべ町	平成29年4月1日	
19	美浜町	平成29年5月1日	
20	九度山町	平成29年7月14日	
21	和歌山市	平成29年7月28日	(協定締結)
22	広川町	平成29年10月10日	
23	岩出市	平成29年10月26日	
24	御坊市	平成29年11月1日	
25	湯浅町	平成29年12月1日	
26	かつらぎ町	平成30年5月14日	
27	橋本市	平成30年8月30日	
28	北山村	平成31年3月4日	
29	高野町	令和元年7月26日	

## （2）和歌山県災害廃棄物処理図上演習への参加について

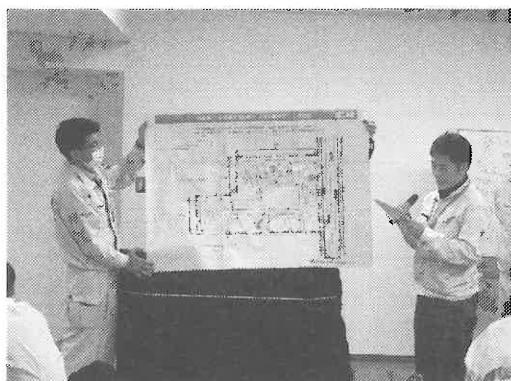
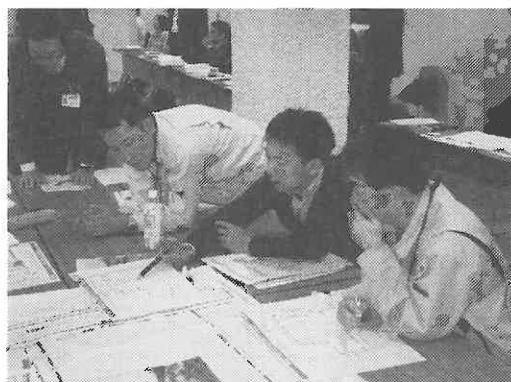
11月28日（木）和歌山市の県民文化会館において、和歌山大学、近畿地方環境事務所、県職員、市町村職員、当協会会員合計57名が参加し、図上演習が実施されました。

当協会からは、9名が参加し、台風に伴う風水害が発生したとの想定の下、5班に分かれグループワークを行いました。

被害状況から廃棄物発生量を推計し、仮置場の候補地から最適の候補地を絞り込み、廃棄物の配置、運営していく上での課題を発表しました。

その後、対策本部員から講評があり、①渋滞防止対策として左折のみの一方通行とし、右折禁止の看板を設置すべき。②便乗ゴミ（タイヤ、バッテリー）を受け付けない対策が必要である。③火災防止対策（畳からの発熱、充電式電池からの発火）として、水道設備や消火器の備え付けが必要である。④ちらし等で地域住民に広報することが大事。（紙媒体を使い、活字で手元に残しておくことが必要）⑤週に1、2日休場日を設けて、貯まった廃棄物を搬出していくかないとすぐに場内が一杯になる。できれば、粗処理をして搬出するなど。⑥入口、出口の受付でチェックする。⑦夜間は施錠したうえ、警備員を配置する。場内には灯油等もあるので、人が入って事故にならないようにする。⑧ボランティアでの仮置場管理は不可能である。⑨全壊家屋一棟で平均100tの廃棄物が出て、木造0.6t/m<sup>2</sup>・非木造1.2t/m<sup>2</sup>の広さが必要となるので、必要面積を換算して、仮置場選定の判断材料にする。等の意見がありました。

災害廃棄物処理計画を策定している市町村は15にとどまっており、予め最適の仮置場を選定しておくことが必要であり、今後、市町村職員と協会会員との情報共有と協力関係を深めていくことが大切であると感じました。



## 6-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

### 近畿地区 2019年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2 日間	3 日間 (※1)	3 日間	4 日間 (※2)	1 日間	2 日間	1 日間
受講料 (※3)	30,400 円	48,300 円	46,200 円	68,000 円	20,000 円	25,200 円	14,000 円
R2年 1月	兵庫：15～16				大阪：23		大阪：22
2月	大阪：5～6 京都：26～27		大阪：18～20		滋賀：14 和歌山：20 兵庫：27		滋賀：13 兵庫：26
3月		京都：3～6			大阪：5 京都：12		大阪 4 京都：11

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

※3 Web申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業資源循環協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業資源循環協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業資源循環協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-48-0077
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	073-435-5600

## 6-⑤ 許可期限のお知らせ

### 許可の有効期限にご注意!!

#### 産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証とともに5年間有効です。

和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間有効です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

# 資源リサイクルセンター 株式会社 松田商店

← クルリンちゃん

小学生の間で話題沸騰中♪  
(株)松田商店 エコエデュティメントパーク  
くるくるシティの案内人、ワタクシこと  
伝説の助手が松田商店を紹介しちゃうわよ!

**伝説の助手**

弊社は、平成9年よりペットボトルリサイクルを開始いたしました。その翌年には自社一貫工場にて開発したエコ洗面器が誕生。このエコ商品の開発により、自分で見てわかりやすく、また身近に感じる事の出来る“わかりやすいリサイクル”になると考えた私たちは洗面器、エコマグカップ、プランター、ダストボックスの開発にも成功しました！そして元来の工場見学を一新、日本一楽しい工場見学を目指し、「エコ・エデュティメントパークくるくるシティ」が誕生したのです。そして今では何と！年間4000人もの小学生が弊社に訪れているのですよ！

小学生の工場見学も受付中よ！

「小学生の時に、松田商店に工場見学に来ました！」取引先の方や、工場見学の引率の先生にそう言っていただける事が多々あります。私達にとって、これは大変嬉しく嬉しい事です。日々新しい顔ぶれの子ども達が工場見学に来る中、この工場見学が子供たちの心に強く残り育ちゆく中で流布してゆけているでしょう。

と、いう事で株式会社松田商店のほんの一部分を紹介致しました！資源リサイクルと産廃処分業、避けては通れない道ですが、それでも地域に根付き、寄り添った営業を従業員一丸となって取り組んでおります！

ぜひ皆さんも一度、松田商店に遊びに来てくださいね！

資源リサイクルセンター  
株式会社 松田商店  
〒640-8297  
和歌山市西河岸町46番地  
TEL 073-433-1212  
FAX 073-433-1214  
HP <http://www.eco-kururin-matsuda.co.jp/>

→ クルリンロボ

皆で守ろう！

マ

## 6-⑦ 新入会員の紹介

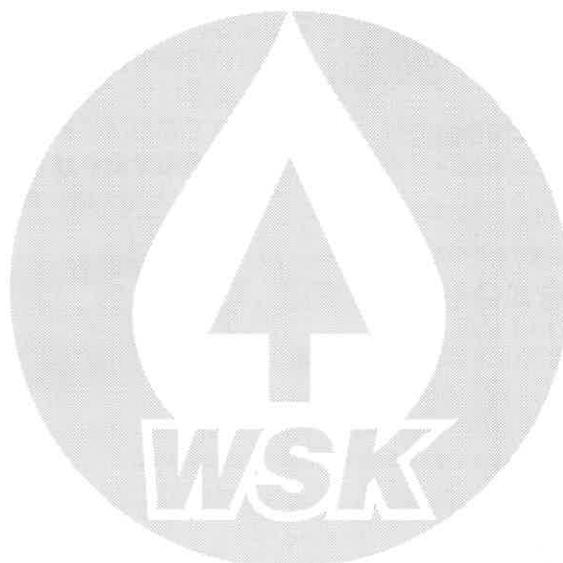
### 正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	宮惣ケミカル㈱	宮本 耕平	〒646-0029	0739-	収集運搬業	県 03016157120
			田辺市東陽 4 1 - 5 1	47-4618	中間処理業	県 03026157120
2	㈲永晃建設工業	山本 剛史	〒640-0114 和歌山市磯の浦 1 4 2 - 2	073- 459-2071	収集運搬業	県 03000123682

### 会員数（令和元年11月30日現在）

	正会員数
紀 北 支 部	3 4
和 歌 山 支 部	7 2
海南・有田支部	3 0
御坊・田辺支部	5 0
紀 南 支 部	1 9
合 計	2 0 5

	賛助会員数
合 計	1 2



## 6-⑧ 協会への入会の勧誘

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への対応、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円（収集運搬業）

年額 120,000円（処分業）

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)

## 6-⑨ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

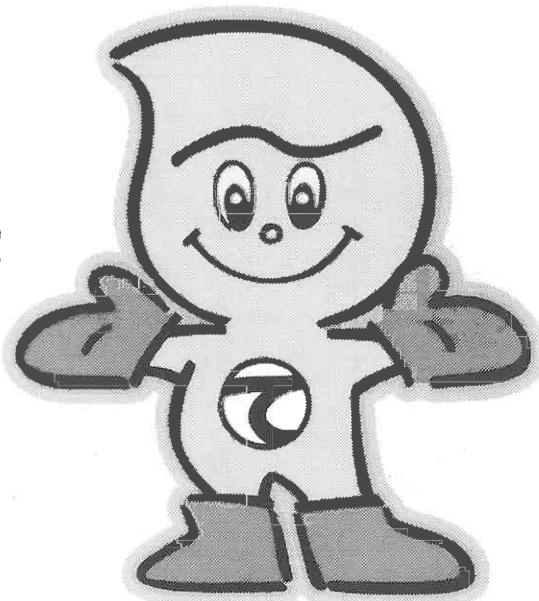
### 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



## 6-⑩ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

### [労働災害防止対策]

#### 1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

#### 2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

## ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1) 収集運搬（収集運搬車両運転中を含む） (2) 中間処理 (3) 最終処分  
2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突  
(9) その他 ( )

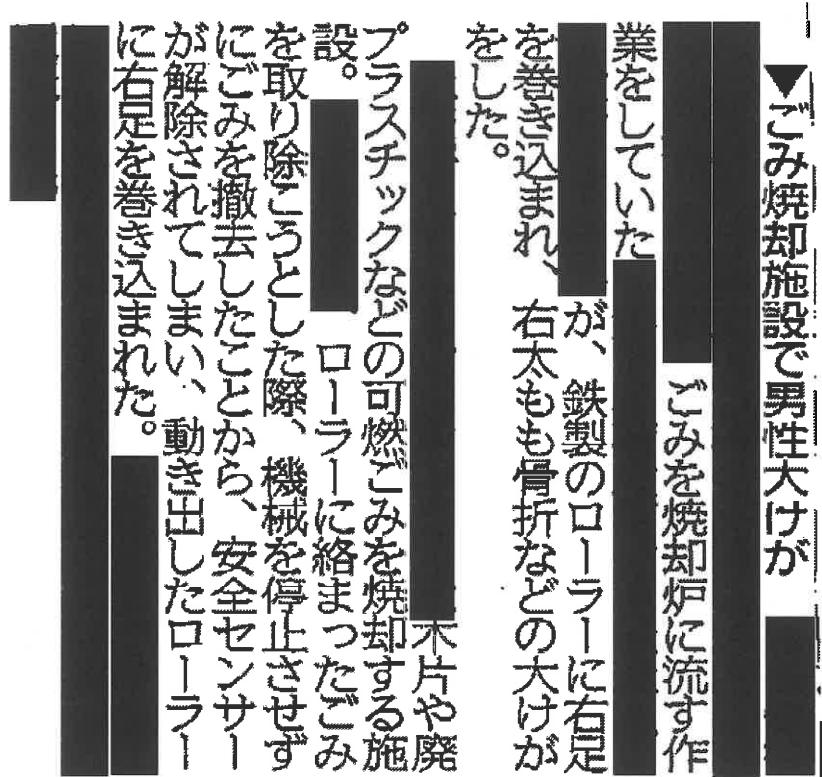
会社名						
担当者名						
住所	〒					
連絡先	TEL	—	—			
	FAX	—	—			
いつ	平成	年	月	日	(時)	分頃)
どこで(発生場所)						
何をしているとき(発生時作業内容)						
何がどうした・どうなった(要因と結果)						
改善すべき事項(個人的・社内的)						
改善した結果(効果)						

(公社)全国産業資源循環連合会では産業廃棄物処理業者の労働安全に対する関心を高めることを目的に労働災害情報を収集し、未然防止対策と併せて情報提供しています。

労働災害に関する報道資料と類似事故、その対策情報を紹介しますので、参考にしていただき、労働災害のない職場づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。

全産連労災発生情報 No.201909-1 「鉄製のローラーに足を巻き込まれる」

【新聞記事】



※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	物上げ装置、運搬機械（コンベヤー）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	休業者数：1人

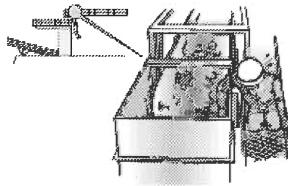
【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・巻き込まれリスクのある回転部分にはガード（覆い、囲い等）を設ける
- ・絡まったごみを撤去する場合は、電源を切り機械を止めて作業を行う
- ・作業手順を定め教育訓練を実施する
- ・危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える

## 【類似事故】

### コンクリート廃材の破碎プラントで ベルトコンベヤーに巻き込まれる



#### 発生状況

この災害は、建築物の解体工事等で発生したコンクリートをクラッシャーで道路舗装用の路盤材に再生する作業で発生したものである。

災害発生当日、被災者は、午前8時のミーティングに参加した後、始業点検を実施し、次いで、通常の作業手順で、ドラグショベル、破碎プラント、クラッシャー及びベルトコンベヤー等を運転状態として作業を始めたが、被災者はベルトコンベヤーの回転部分の磁選機に鉄筋が付着していることに気がつき、それを取り除こうとした。午前8時15分頃、被災者がベルトコンベヤーのところにある磁選機のところで手招きをしているのをドラグショベルを運転していた同僚が発見し、2次クラッシャー操作盤まで行き、ベルトコンベヤーのスイッチを切った。このとき、被災者は、磁選機ドラムとその周辺の鉄板の間に、右腕を肩のつけ根から挟まれていた。

直ちに救急車で病院に搬送したが、右腕切断による大量出血で死亡した。

被災者が、なぜベルトコンベヤーの磁選機ドラムに挟まれたかは目撃者がいないので不明であるが、破碎するコンクリートに混じっている鉄筋を取り除く作業があるため、それを行なつていて挟まれたものと推定される。

#### 原因

この災害の原因としては、次のことが考えられる。

- 1 電源を切り、機械を止めてから鉄筋を除去するという基本手順を怠ったこと
- 2 磁選機ドラムのあるベルトコンベヤーの回転部分の覆い等の防護措置が設置されていなかつたことと、機械が自動的に停止するリミットスイッチを備えていなかつたこと。
- 3 ベルトコンベヤーを非常停止させるためのリモコンスイッチを携帯していなかつたこと。
- 4 稼働中のベルトコンベヤー上の異物などを取り除く場合、電源を切って機械を止めた上で作業を行うなどの作業手順が作成されていなかつたこと。

#### 対策

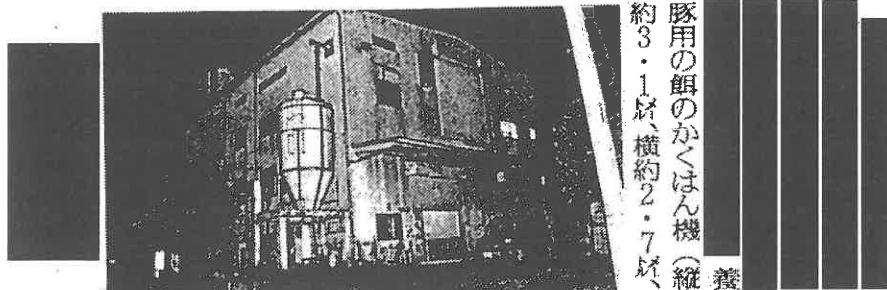
この災害は、建築物の解体工事等で発生したコンクリートをクラッシャーで道路舗装用の路盤材に再生する作業で発生したものであるが、同種災害防止のためには、次のような対策が必要である。

- 1 ベルトコンベヤーへの巻き込まれを防止するため、回転部分に覆い、囲い等を設けること。
- 2 リモコンスイッチの取扱い等非常時の措置について十分な教育を実施し、また非常時に実施できるよう訓練を行うこと。
- 3 安全管理体制を整備し、工場の機械設備の総点検を実施し安全装置の整備等を行うこと。
- 4 工場内の危険作業を選び出し、各作業ごとに作業手順書を作成して周知すること。
- 5 作業者に対して雇入れ時の安全衛生教育及び危険有害作業へ配置換えするときの特別教育を実施すること。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

## 全産連労災発生情報 No.201909-2 「かくはん機に落下」

### 【新聞記事】



豚用の餌のかくはん機(縦 約3・1m、横約2・7m)の中に落下さいました。搬送先の病院で約2時間後に死亡しました。助けようとした男性作業員もかくはん機内で倒れ、病院に搬送されましたが、意識不明の重体となつていています。

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

## かくはん機に落ち死亡

### 救助の重体

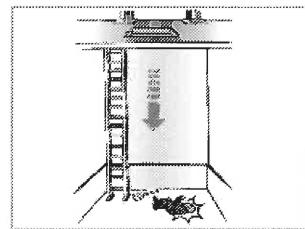
機械設備・有害物質の種類（起因物）	開口部
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死者数：1人（20代） 休業者数：1人（40代）

### 【同類事故防止対策】

- 施設への転落等防止措置
- 作業工程及び安全措置の標準化
- 施設への立入・点検時の安全措置
- 事故等異常発生時の対応の基準化
- 管理者との連絡措置の基準化
- 事故防止に関する作業員の教育・訓練

## 【類似事故】

### 工事中の浄化槽内部の清掃作業で開口部からゴミの排出作業に従事していた者が墜落



#### 発生状況

この災害は、農業排水及び生活排水の処理施設の躯体工事のうち、地下に埋設される浄化槽等部分の建設工事現場で発生したものである。

被災者と同僚が実施する作業は、浄化槽内部壁面の防食等のため、ピット底部の型枠解体と地下室の清掃作業と足場解体後の浄化槽内部の清掃作業であった。

当日の午前11時頃までに、ピットにあった型枠解体と地下室の清掃作業を済ませた被災者達は、続いて浄化槽の清掃に取りかかった。

午前中のうちに1槽の清掃を済ませ、昼休憩の後に、午後1時から同じ作業分担により瀕底槽第3室で作業を再開した。

同僚が浄化槽の中でゴミをバケツに入れ、上部の開口部の傍らにいる筈の被災者に1回目の引き上げをしてもらうために声をかけたが応答が無かったため、はしごから上に昇ってみたところ、被災者は予定の場所にはあらず、別の浄化槽の開口部から6.27mの浄化槽底部に墜落していた。

#### 原因

この災害の原因としては次のことが考えられる。

##### (1) 直接的な原因

被災者の墜落原因是、目撃者がいないが次のようなことが推定される。

[1] 同僚が地下浄化槽内でゴミの集積を行っている手待ち時間の間に、ピット上部に散乱していたゴミを集めようとしていて開口部から墜落した。

[2] 集積したゴミをどの開口部から搬出するのかが不明であったので、開口部をのぞきこんでいて墜落した。

[3] 二つの開口部に柵等が設置されていなかつたため墜落した。

##### (2) 間接的な原因

この災害の間接的な原因としては、次のことが考えられる。

[1] 浄化槽がビニールシートで覆われていて、ピット上を移動するのに窮屈であったこと。

[2] ビニールシートで覆っていたため、十分な明るさではなく、開口部が見にくかったこと。

[3] 作業の指示が、作業場所の指定のみで、作業に付随する手順、安全対策等について具体的な指示がなされていなかつたこと。

#### 対策

この災害は、農業排水及び生活排水の処理施設の躯体工事農地、地下に埋設される浄化槽等部分の建設工事現場で、発生したものであるが、同種災害防止のためには次のような対策が必要である。

##### 1 墜落防止措置の徹底

(1) 開口部付近で作業を行う場合には、その開口部に手すり等を設けること。

(2) 開口部に接近して作業を行う場合及び開口部の蓋を外しての作業の場合は作業者は安全帯を使用すること。

(3) 不要な開口部は蓋等で防護しておくこと。

##### 2 安全な作業方法等の決定

(1) ゴミ等を高い個所に搬出する場合には、巻き上げ機等を使用すること。

(2) 安全作業マニュアルを作成し、それに基づいて行うこと。

(3) 明るさが不足している個所には、照明等を確保すること。

##### 3 安全管理を徹底すること

(1) 現場監督者は、墜落のおそれのある開口部付近におけるゴミ搬出作業を行わせる場合は、適切な作業の指示と監視を行うこと。

(2) 墜落のおそれのある開口部付近で作業を行わせる者には、安全帯を着用させ、また使用させること。

(3) 作業者に十分な安全教育を実施すること。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

【新聞記事】

【同署による】 ■ 上半身を「ごみ収集車の回転板に巻き込まれた。駆け付けた救急隊員が心肺停止と判断、死亡が確認された。

■ 同僚の男性2人と車のごみ搬入口付近を清掃中だった。回転板に挟まっていたごみを取り除く際に、同僚の1人が回転板を作動させたとみられる。 ■ 巻き込まれたのに気付いた同僚が119番した。同署は適切に作業を行つていたかなど、原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	動力運搬機（収集車）
災害の種類（事故の型）	はざまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

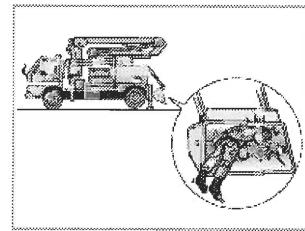
## 【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・絡まったごみを撤去する場合は、電源を切り機械を止めて作業を行う
  - ・危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える
  - ・作業者に対し、回転板の作動開始前に周囲の安全を確認するよう教育する
  - ・作業に係る危険性、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を行う

## 【類似事故】

### コンクリートポンプ車の攪拌機を清掃中に巻き込まれる



#### 発生状況

この災害は、作業員がコンクリートポンプ車の攪拌機内部を清掃中に、回転している攪拌棒に巻き込まれたものである。

被災者は、現場におけるコンクリート圧送作業を終了して会社の事務所に戻り、午後2時30分頃、事務所から約30m離れた残土置場で使用したコンクリートポンプ車の攪拌機を1人で清掃していた。

午後3時頃、同僚がコンクリートポンプ車の攪拌機に巻き込まれ死亡している被災者を発見した。

このとき、コンクリートポンプ車のエンジンは稼働しており、攪拌機の作動レバーも入ったままの状態であった。

攪拌機は、コンクリートミキサー車から受けたコンクリートが固まらないように攪拌する装置で、内部には攪拌用の羽根がついた攪拌棒が回転するようになっている。

なお、コンクリートの圧送作業時には、攪拌機の開口部の保護用の金属網を取り付けてあるが、清掃時にはこれを取り外す必要があった。

#### 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 清掃作業に当たり、被災者が、事業者に指示された手順により、攪拌機のスイッチを切らず作業を行っていたこと。

2 内部の洗浄中に、回転している攪拌棒に近付き過ぎたこと。

3 攪拌棒が回転している時に攪拌機の内部に手を入れたことが、考えられる。

なお、災害発生後の状況から見ると、攪拌機内部底部に溜まったコンクリートには、手で取り除かれたことを示す痕跡はなかったので、被災者は、攪拌棒を洗浄する時に、回転する攪拌棒に近付き過ぎたものと推定される。

#### 対策

この災害は、作業員がコンクリートポンプ車の攪拌機内部を清掃中に、回転している攪拌棒に巻き込まれたものであるが、同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要と考えられる。

1 攪拌機の清掃を行う場合には、攪拌棒の回転を停止させて作業を行うこと。

2 攪拌棒の回転を停止して作業を行うことの手順を明確にし、徹底すること。

3 事業者自身が安全管理について研鑽するとともに、関係作業員に対して、定期または隨時に安全教育を徹底すること。

4 攪拌機の本質安全化について検討し、コンクリートポンプ車の構造等を改善すること。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

【新聞記事】

■ 廃棄物集積所で作業の女性、重機にひかれ死亡  
■ 廃棄物集積所で作業をしていた後退してきた油圧ショベルにひかれ、死亡した。原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	掘削用機械（油圧ショベル）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

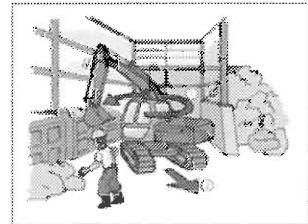
【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 重機と作業者が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける
- ② 誘導者を配置してその者に機械を誘導させる
- ③ 重機の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するように教育する
- ④ 運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定し、関係者に周知徹底する

## 【類似事故】

# 産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業中、派遣労働者が、ドラグ・ショベルにひかれ、死亡



### 発生状況

この災害は、派遣労働者が派遣先の産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業を行っているときに発生したものである。

この選別作業は、主に建築物解体現場から運ばれてきた産業廃棄物をドラグ・ショベルおよびホイールローダーにより木材、プラスチック、金属等に大まかに分類した後、さらに手作業により細かく分別する作業である。

災害発生当日、派遣先労働者である作業者 A と B、派遣労働者である作業者 C と D の計 4 人で選別作業を行っていた。

選別作業が一段落したところで、A の指揮により、廃プラスチックの積込み作業を行うため、C と D は金属類の集積場所に移動し、A と B は、廃プラスチックを運搬するためのトラック進入路を確保する作業にとりかかった。B がホイールローダーを運転し、トラックの進入路に当たる箇所に散乱していた廃棄物を 1 カ所にかき集めるとともに、分別コンテナの前に止められていたドラグ・ショベルをトラックへの積込用とするため、トラック進入路付近まで移動させようと A が運転し、左旋回の後、2m ほど前進させたところ、金属類の集積場所で作業していた C をドラグ・ショベル右側のクローラでひいたものである。C はすぐに病院に搬送されたが、死亡した。A はドラグ・ショベルを運転する際、周囲の状況をよく確認していなかった。

この事業場では、作業者が行う作業場所でドラグ・ショベルおよびホイールローダーを運行していたが、運行経路への立入禁止措置の実施、誘導者の配置等の接触防止措置等を講じておらず、作業計画も策定していなかった。

なお、C と D は選別作業に係る安全衛生教育を派遣元、派遣先のいずれでも受けていなかった。

### 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 作業者と運転中のドラグ・ショベルとの接触防止措置を講じていなかったこと  
ドラグ・ショベルの運行経路への立入禁止措置を講じておらず、また、誘導者も配置していなかった。
- 2 ドラグ・ショベルの運転者が運転前に行うべき周囲の安全確認が不十分であったこと
- 3 作業計画が策定されていなかったこと  
ドラグ・ショベルによる作業に際し、作業計画が策定されておらず、かつ、関係作業者へ当該機械の運行経路、立入禁止区域等が周知徹底されていなかった。
- 4 関係作業者に対して安全衛生教育を行っていなかったこと  
派遣先の作業場所には、ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の運行により、当該機械との接触による危険があるにもかかわらず、派遣元および派遣先とともに派遣労働者に対して安全衛生教育を実施していなかった。

### 対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業者とドラグ・ショベル等との接触防止措置を行うこと  
ドラグ・ショベル、ホイールローダー等と作業者が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける、または誘導者を配置してその者に機械を誘導させる必要がある。
- 2 ドラグ・ショベル等の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するよう教育すること  
運転者に対し、作業者が機械へ接触するおそれがない等、周囲の安全を確認したのち運転を開始するよう教育を行う。
- 3 作業計画を策定し関係者に周知徹底すること  
ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の機械を用いて作業を行う場合には、運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定しなければならない。さらに、作業計画の内容を関係作業者に周知徹底する必要がある。
- 4 派遣労働者に対し安全衛生教育を実施すること  
派遣労働者に対し、一般的な安全衛生教育を派遣元において行うとともに、従事する作業に係る危険性、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を派遣先において行う。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

## 7

## 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の2019年主要事業・行事

月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
1	16	和産協:支部研修会	プラザホーブ	和歌山支部、海南・有田支部研修会
1	17	和産協:支部研修会	粉河ふるさとセンター	紀北支部研修会
1	18	全産連:理事会	明治記念館	全国産業資源循環連合会 第42回理事会
1	18	全産連	明治記念館	新年賀詞交歓会
1	18	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業資源循環連合会政治連盟 第48回理事会
1	21	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル講演会・表彰式
1	23	和産協:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
1	24	和産協:支部研修会	上富田文化会館	御坊・田辺支部研修会
1	25	近畿地域協議会	京都市	近畿地域協会・職員研修会
1	25	近畿ブロック:青年部	滋賀県	平成30年度 賀詞交歓会
1	25	近畿ブロック:青年部幹事会	滋賀県	平成30年度 第5回幹事会
1	29	和歌山県地区政治連盟理事会	協会会議室	平成31年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
1	30	日廃振センター:講習会	プラザホーブ	電子マニフェスト操作体験セミナー
2	1	全産連:責任者会議	東京都	平成30年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
2	7	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会
2	8	全産連:近畿地域協議会	ホテルグランヴィア和歌山	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
2	15	和産協:常任理事会	協会会議室	平成30年度 第4回常任理事会
2	15	和産協:理事会	協会会議室	平成30年度 第4回理事会
2	19	日廃振センター:講習会 (~2/20)	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
2	20	和産協:青年部	和歌山市	平成30年度 第6回役員会
2	21	日廃振センター:講習会	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
2	22	全産連:会議	熊本県	平成30年度 全国正会員会長・理事長会議
2	22	全産連:政治連盟	熊本県	全国産業資源循環連合会政治連盟 第17回代議員会
2	25	環境省・近畿地方環境事務所	大阪コロナホテル	大規模災害廃棄物処理セミナー
2	26	和歌山県地区政治連盟総会	協会会議室	平成31年 和歌山県地区政治連盟 第10回総会
3	8	和産協:安全衛生研修会	プラザホーブ	労働災害事例研修会(紀北)
3	12	全産連:理事会	東京都	全国産業資源循環連合会 第43回理事会
3	14	和産協:安全衛生研修会	上富田文化会館	労働災害事例研修会(紀南)
3	19	和産協:県外視察研修(~3/20)	石川県金沢市	環境開発㈱ クリーンライフ㈱ 安定型最終処分場
3	22	近畿ブロック:青年部幹事会	和歌山県	平成30年度 第6回幹事会
4	5	全産連:研修	メルパルク東京	全国産業資源循環連合会・許可講習会講師研修会
4	10	和産協:青年部役員会	協会会議室	平成31年度 第1回役員会
4	25	和産協:常任理事会	協会会議室	平成31年度 第1回常任理事会
4	25	和産協:理事会	協会会議室	平成31年度 第1回理事会・会計監査
5	10	近畿ブロック:青年部総会	大阪府	令和元年度 近畿ブロック総会
5	10	近畿ブロック:青年部幹事会	大阪府	令和元年度 第1回幹事会
5	22	和産協:ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第3回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
5	24	滋賀県協会	滋賀県	滋賀県協会30周年記念大会
5	28	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業資源循環連合会 第44回理事会
5	28	全産連:政治連盟	東京都	全国産業資源循環連合会政治連盟 議員連盟総会
5	30	町長面談	高野町役場	災害廃棄物処理に関する覚書について
6	5	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第7回通常総会
6	5	和産協:青年部総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第7回青年部会総会
6	5	和産協:青年部役員会	ダイワロイネットホテル和歌山	令和元年度 第2回役員会
6	11	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会

6	12	全産連・青年部協議会総会	東京都	第20回総会
6	13	全産連・総会	明治記念館	第9回定時総会
6	13	全産連・政治連盟	明治記念館	全国産業資源循環連合会政治連盟 第49回理事会
6	19	和産協・海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	令和元年度第1回不法投棄防止海上パトロール
6	25	和産協・巡回パトロール	和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール
6	30	和産協・クリーンアップ・キャンペーン	和歌山市・田辺市	第22回クリーンアップ・キャンペーン(浜の宮、天神崎海岸)荒天のため、中止
7	5	全産連・近畿地域協議会	滋賀県	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
7	9	全産連・理事会	連合会会議室	全国産業資源循環連合会 第45回理事会
7	11	和産協・研修会	プラザホープ	産業廃棄物処理実務者研修会
7	12	近畿ブロック・青年部幹事会	奈良県	令和元年度 第2回幹事会
7	24	和産協・安全衛生会議	協会会議室	安全衛生推進会議
7	26	全産連・責任者会議	東京都	令和元年度 第1回全国正会員事務局責任者会議
8	2	和産協・青年部役員会	田辺市	令和元年度 第3回役員会
8	7	日廢振センター・講習会 (~8/8)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・収運課程)
8	22	和産協・常任理事会	協会会議室	令和元年度 第2回常任理事会
8	22	和産協・理事会	協会会議室	令和元年度 第2回理事会
8	27	和産協・会議	協会会議室	行政懇話会
9	3	全産連・災害廃棄物委員会	連合会会議室	第1回災害廃棄物委員会
9	5	和産協・巡回パトロール	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール
9	6	近畿地域協議会	大阪府	近畿地域協会・職員研修会
9	11	和産協・巡回パトロール	高野町周辺	不法投棄防止巡回パトロール
9	18	全産連・安全衛生委員会	岡山県・倉敷市	災害廃棄物処理事業・2次仮置場見学会
9	18	日廢振センター・講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
9	19	日廢振センター・講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新・収運課程)
9	20	近畿ブロック・青年部	兵庫県	令和元年度 チャリティースポーツ交流会
9	20	近畿ブロック・青年部幹事会	兵庫県	令和元年度 第3回幹事会
9	26	日廢振センター・講習会	プラザホープ	電子マニフェスト操作体験セミナー
10	2	和産協・海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	令和元年度 第2回不法投棄防止海上パトロール
10	3	和産協・青年部役員会	串本町	令和元年度 第4回役員会
10	7	全産連・災害廃棄物委員会	連合会会議室	第2回災害廃棄物委員会
10	8	全産連・理事会	連合会会議室	全国産業資源循環連合会 第46回理事会・政治連盟理事会
10	10	和産協・安全衛生研修会	和歌山商工会議所	リスクアセスメント推進研修会
10	16	全産連・近畿地域協議会	京都市	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
10	16	全産連・近畿地域協議会	京都市	産業廃棄物処理に係る意見交換の場(環境省主催)
10	18	和産協・ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第4回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
10	25	全産連・研修会	東京都	全国産業資源循環連合会 正会員事業研修会
10	30	和産協・安全パトロール	紀北支部	相互安全衛生パトロール(紀北)
11	6	和産協・安全パトロール	海南・有田・御坊・田辺支部	相互安全衛生パトロール(有田、御坊)
11	14	全産連・青年部協議会	神戸市	第10回カンファレンス
11	15	全産連・全国大会	神戸市	第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会
11	18	全産連・災害廃棄物委員会	連合会会議室	第3回災害廃棄物委員会
11	22	和産協・常任理事会	協会会議室	令和元年度 第3回常任理事会
11	22	和産協・理事会	協会会議室	令和元年度 第3回理事会
11	28	災害廃棄物図上演習	県民文化会館	和歌山県、市町村、協会による災害廃棄物処理の図上演習
11	29	近畿ブロック・青年部幹事会	滋賀県	令和元年度 第4回幹事会
12	17	和産協・青年部役員会	和歌山市	令和元年度 第5回役員会
12	18	全産連・安全衛生委員会	東京都	全国産業資源循環連合会 安全衛生委員会

## 8 編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご支援、ご協力を頂き誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、またしても非常災害が続きました。

8月26日～28日の九州北部豪雨では、レベル5・数十年に一度の大暴雨特別警報が気象庁から発令され、佐賀県大町町では水害により水没した工場から大量の油が流出する事故が発生しました。9月5日～9日の台風15号は、最大瞬間風速57mを記録、93万戸が停電し、激甚災害に指定されました。10月11日の台風19号も関東に上陸し、箱根では1日雨量歴代最高の945mmを記録、死者98人、全壊2,419戸、停電52万戸、避難所が一杯で入れない状況となり、熊本地震以来2例目の非常災害に指定されました。

毎年大災害が頻発し、日本のどの地域で起こっても不思議ではない状況です。自分の命は自分で守るということが必要な時代になったと感じます。

大規模災害に備えるため11月28日に、環境省、和歌山県、県内市町村参加のもと図上演習が行われ、当協会の会員と事務局9人が参加してまいりました。

今年は是非とも日本全体が明るい話題が多い1年となりますように期待して、目の前の課題にも取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げますとともに、今後とも協会の運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

### じゅんかん わかやま VOL. 43

令和2年1月

発 行 人

武 田 全 弘

企画・編集

山 本 彰 德

発 行 所

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

〒640-8150

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)

印 刷

和歌山県海南市築地6-24

有限会社 か さ い

TEL 073-482-1647